令和7年9月9日

令和7年第3回美浦村議会定例会議案

美浦村議会

議 案 目 次

報告第 1 号	令和6年度美浦村一般会計継続費精算報告について
議案第 1 号	美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
	例
議案第 2 号	美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 3 号	美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
	条例
議案第 4 号	財産の取得について(RO7美浦小学校・美浦中学校共用体育館
	折畳式バスケットゴール購入)
議案第 5 号	令和7年度美浦村一般会計補正予算(第3号)
議案第 6 号	令和7年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第 7 号	令和7年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第 8 号	令和7年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第 9 号	令和7年度美浦村水道事業会計補正予算(第1号)
議案第10号	令和7年度美浦村下水道事業会計補正予算(第2号)
議案第11号	令和6年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定について
議案第12号	令和6年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい
	T
議案第13号	令和6年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第14号	令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ
	いて
議案第15号	令和6年度美浦村水道事業会計決算認定について
議案第16号	令和6年度美浦村下水道事業会計決算認定について
議案第17号	令和6年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定につい
	T

報告第1号

令和6年度美浦村一般会計継続費精算報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により、令和6年度美浦村一般会計の継続費の精算について、別紙のとおり報告する。

令和7年9月9日提出

美浦村長 中島 栄

別紙	(単位:円) 所 管 学校教育課																		
						全体計画	町			717	夷	責			ļ	比較			
盐	TE	事業名	まだ々 年度 左の財源内訳 左の財源内訳		年度	左 の 財 源 内 訳			年割額と	左 の 財 源 内 訳									
水	快	尹未石	十段	年割額	4	恃 定 財 派	亰	一般財源	支出済額	4	寺 定 財 沿	原	一般財源	支出済額	4	寺 定 財 🥻	原	一般財源	
					国県支出金	地方債	その他	加又好仍尔		国県支出金	地方債	その他		の差額	国県支出金	地方債	その他	加又只仍尔	
			令和5年度	1, 467, 920, 000	328, 467, 000	778, 700, 000	100, 000, 000	260, 753, 000	1, 334, 630, 000	251, 388, 000	716, 000, 000	100, 000, 000	267, 242, 000	133, 290, 000	77, 079, 000	62, 700, 000	0	△ 6, 489, 000	
09教育對	02小学校費	美浦村統合小学校建設事業	令和6年度	2, 201, 878, 000	496, 884, 000	1, 179, 700, 000	165, 589, 000	359, 705, 000	2, 000, 856, 800	582, 516, 000	984, 200, 000	147, 484, 778	286, 656, 022	201, 021, 200	△ 85, 632, 000	195, 500, 000	18, 104, 222	73, 048, 978	
			計	3, 669, 798, 000	825, 351, 000	1, 958, 400, 000	265, 589, 000	620, 458, 000	3, 335, 486, 800	833, 904, 000	1, 700, 200, 000	247, 484, 778	553, 898, 022	334, 311, 200	△ 8,553,000	258, 200, 000	18, 104, 222	66, 559, 978	

議案第1号

美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を下記のとおり提出する。

令和7年9月9日

美浦村長 中島 栄

美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年美浦村条例第11号)の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

- 第19条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年美浦村条例第11号)第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための 措置
 - (3) 職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認す

るための措置

- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための 措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の 家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家 庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意 向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第2号

美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和7年9月9日

美浦村長 中島 栄

美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

美浦村職員の育児休業等に関する条例 (平成4年美浦村条例第11号)の一部 を次のように改正する。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第3条第2項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終りにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第18条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同

条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、 1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあって は、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することがで きる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数 (育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)
- 第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年 4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として 条例で定める時間)

- 第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を 基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各 号に定める時間とする。
 - (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
 - (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を 乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条第1項中「職員(会計年度任用職員を除く。)が」を「職員が育児休業法第19条第1項に規定する」に改め、同条第2項を削る。

第20条中「第13条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法 第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由 は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の美浦村職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第3号

美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 上記の議案を下記のとおり提出する。

令和7年9月9日提出

美浦村長 中島 栄

美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条~第19条)

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則(第20条)

第2節 一般型乳児等通園支援事業(第21条~第24条)

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第25条・第26条)

第3章 雑則(第27条・第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業(法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、

適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が、乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

- 第3条 村長は、美浦村子ども・子育て会議条例(平成25年美浦村条例第28号)で定める美浦村子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行うもの(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- 2 村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 (最低基準と乳児等通園支援事業者)
- 第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

- 第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその行う乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それら の結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生 及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければな らない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

- 第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

- 第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について 周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者 席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座 席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利 用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的 に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落と しを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼 児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と

倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉 事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

- 第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機 会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又 は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはなら ない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の 10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行 為をしてはならない。

(衛生管理等)

- 第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は 飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講 じなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるととも に、それらの管理を適正に行わなければならない。 (食事)
- 第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し 運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行う ことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなけ ればならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

- 第16条 乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての 重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
 - (2) その行う乳児等通園支援の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 乳児等通園支援を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
 - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項 (乳児等通園支援事業所に備える帳簿)
- 第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

- 第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

- 第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用 乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情 を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならな い。
- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型

乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

- 第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園 支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業 所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
 - (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
 - (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
 - (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
 - (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育 室又は遊戯室及び便所を設けること。
 - (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
 - (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
 - (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を 2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に 設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中

欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第
		123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構
		造の屋内階段
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造
		の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第
		3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第
		3 項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外
		傾斜路又はこれに準ずる設備
		3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第
の階		3 項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する
		構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第
		3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第
		1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の
		1階から保育室等が設けられている階までの部分に限
		り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室
		が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除
		き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通
		じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第
		4号及び第10号を満たすものとする。)
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外
		[傾斜路
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する

- ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育 室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるよう に設けられていること。
- エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに接近する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、 当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられ ていること。
- オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上 げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落 事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が 設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のも のについて防炎処理が施されていること。

(職員)

- 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(国家戦略特別区域法 (平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域 内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施 区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)その 他乳児等通園支援に従事する職員として村長が行う研修(村長が指定する都 道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を終了した者(以下この条に おいて「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。
- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下る

ことはできない。

- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
 - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
 - (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接 な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力 を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

- 第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準 は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとこ ろによる。
 - (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (保育所に係るものに限る。)
 - (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
 - (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職

員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第61号) (居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と読み替えるものとする。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに 類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文章、謄 本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識する ことができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条におい て同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書 面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人 の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電 子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことがで きる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和40年美浦村条例第8号)第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月9日提出

美浦村長 中島 栄

記

- 1 契約の目的 R07美浦小学校・美浦中学校共用体育館 折畳式バスケットゴール購入
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約の金額 ¥8,767,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥797,000円)

4 契約の相手方 茨城県稲敷市伊佐津1346の1

池田スポーツ

代表者 池田 康行

- 5 履 行 期 間 本契約日の翌日から令和8年3月13日まで
- 6 支 出 科 目 令和7年度美浦村一般会計

款 9 教育費

項 3 中学校費

目 1 学校管理費

節 17 備品購入費

議案第5号

令和7年度美浦村一般会計補正予算(第3号)

令和7年度美浦村の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232,609千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,451,677千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (債務負担行為の補正)
- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。 (地方債の補正)
- 第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年9月9日提出

美浦村長 中島 栄

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		4,000	1, 833	5, 833
	1 地方特例交付金	4,000	1,833	5, 833
11 地方交付税		1, 600, 650	154, 383	1, 755, 033
	1 地方交付税	1, 600, 650	154, 383	1, 755, 033
15 国庫支出金		593, 372	293	593, 665
	2 国庫補助金	166, 058	△85	165, 973
	3 国庫委託金	3, 771	378	4, 149
16 県支出金		418, 899	2, 253	421, 152
	2 県補助金	147, 981	2, 253	150, 234
18 寄附金		279, 001	1,800	280, 801
	1 寄附金	279, 001	1,800	280, 801
19 繰入金		602, 300	△218, 513	383, 787
	1 特別会計繰入金	3	15, 975	15, 978
	2 基金繰入金	602, 297	△234, 488	367, 809
20 繰越金		300,000	256, 339	556, 339
	1 繰越金	300,000	256, 339	556, 339
21 諸収入		121, 052	6, 121	127, 173
	4 受託事業収入	8, 234	66	8, 300
	5 雑入	109, 714	6, 055	115, 769
22 村債		238, 700	28, 100	266, 800
	1 村債	238, 700	28, 100	266, 800
歳入合計		7, 219, 068	232, 609	7, 451, 677

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		99, 154	3, 754	102, 908
	1 議会費	99, 154	3, 754	102, 908
2 総務費		1, 204, 245	225, 901	1, 430, 146
	1 総務管理費	903, 117	225, 210	1, 128, 327
	2 徴税費	170, 643	△1, 500	169, 143
	3 戸籍住民基本台帳費	96, 884	2, 191	99, 075
3 民生費		2, 169, 568	△31, 027	2, 138, 541
	1 社会福祉費	1, 477, 755	△20, 984	1, 456, 771
	2 児童福祉費	691, 713	△10, 043	681, 670
4 衛生費		550, 065	617	550, 682
	1 保健衛生費	202, 541	△2, 459	200, 082
	2 環境衛生費	98, 716	2, 117	100, 833
	3 清掃費	248, 808	959	249, 767
5 農林水産業費		266, 381	7, 315	273, 696
	1 農業費	262, 653	7, 266	269, 919
	3 水産業費	466	49	515
6 商工費		36, 453	7, 370	43, 823
	1 商工費	36, 453	7, 370	43, 823
7 土木費		695, 039	4, 330	699, 369
	1 土木管理費	55, 677	3, 362	59, 039
	2 道路橋梁費	365, 469	4, 097	369, 566
	3 都市計画費	273, 893	△3, 129	270, 764
8 消防費		411, 448	500	411, 948
	1 消防費	411, 448	500	411, 948
9 教育費		1, 074, 490	13, 849	1, 088, 339
	1 教育総務費	352, 456	△4, 438	348, 018
	2 小学校費	178, 756	71	178, 827

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	3 中学校費	56, 738	856	57, 594
	4 幼稚園費	100, 581	757	101, 338
	5 社会教育費	214, 896	16, 179	231, 075
	6 保健体育費	171, 063	424	171, 487
歳出合計		7, 219, 068	232, 609	7, 451, 677

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加) (単位:千円)

事	項	期間	限度額
給食調理及び栄養士業務	委託料 (保育所)	令和8年度 ~令和10年度	99, 000
自治体クラウドサービ	ス利用料 (PC)	令和8年度 ~令和12年度	82, 560
複合機賃	告 保 守 料	令和8年度 ~令和12年度	38, 080
合	計		228, 660

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加) (単位:千円)

起	債	D	目	的	限	度	額	起	債	の	方	法	利	率	償	還	の	方	法						
法 (緊 急 f	面 虫 自然災害	き	事対策	業 事 業 債)		24, 1	100	普通貸借												5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地 力入公共団体金融機構資金ところにより、				行その者と協	他の場合する
余郷入(公		ゝん が 事 業		水 事 業債)		4, (000		証券				ガ公共団体 について、 を行った後に 当該見直し <i>0</i>	川率の見直し こおいては、		縮し、	もし	くは縛	《償還期 会上償還 とがで						
	合		計			266, 8	800																		

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

歳 入 (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金	4, 000	1, 833	5, 833
11 地方交付税	1,600,650	154, 383	1, 755, 033
15 国庫支出金	593, 372	293	593, 665
16 県支出金	418, 899	2, 253	421, 152
18 寄附金	279, 001	1,800	280, 801
19 繰入金	602, 300	△218, 513	383, 787
20 繰越金	300,000	256, 339	556, 339
21 諸収入	121, 052	6, 121	127, 173
22 村債	238, 700	28, 100	266, 800
歳 入 合 計	7, 219, 068	232, 609	7, 451, 677

歳 出 (単位:千円)

				補	正	額の)則	源	内	訳
款	補正前の額	補 正 額	計	特	定	貝	才	源		一般財源
				国県支出金	地	方	貞 そ	\mathcal{O}	他	川又於丁仍於
1 議会費	99, 154	3, 754	102, 908							3, 754
2 総務費	1, 204, 245	225, 901	1, 430, 146	708					767	224, 426
3 民生費	2, 169, 568	△31, 027	2, 138, 541	41						△31, 068
4 衛生費	550, 065	617	550, 682	△627						1, 244
5 農林水産業費	266, 381	7, 315	273, 696	2, 424		4, 00	0		187	704
6 商工費	36, 453	7, 370	43, 823					5,	744	1, 626
7 土木費	695, 039	4, 330	699, 369							4, 330
8 消防費	411, 448	500	411, 948							500
9 教育費	1, 074, 490	13, 849	1, 088, 339			24, 10	0			△10, 251
歳 出 合 計	7, 219, 068	232, 609	7, 451, 677	2, 546		28, 10	0	6,	698	195, 265

2	歳	入

2 戚 八 (款) 10 地方特例交付金		(項) 1 地方特例交付金	Ž
目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方特例交付金	4, 000	1, 833	5, 833
計	4,000	1,833	
(款) 11 地方交付税		(項) 1 地方交付税	
1 地方交付税	1, 600, 650	154, 383	1, 755, 033
計	1, 600, 650	154, 383	1, 755, 033
(款) 15 国庫支出金		(項) 2 国庫補助金	
2 民生費国庫補助金	33, 905	△143	33, 762
3 衛生費国庫補助金	2, 627	58	2, 685
11 h	166, 058	△85	165, 973
(款) 15 国庫支出金		(項) 3 国庫委託金	
1 総務費国庫委託金	767	378	1, 145
計	3, 771	378	4, 149
(款) 16 県支出金		(項) 2 県補助金	
2 民生費県補助金	93, 358	△171	93, 187
4 農林水産業費県補助金	44, 139	2, 424	46, 563
計	147, 981	2, 253	150, 234
(款) 18 寄附金		(項) 1 寄附金	,
1 一般寄附金	65, 000	1,800	66, 800
計	279, 001	1,800	
(款) 19 繰入金	,	(項) 1 特別会計繰入金	<u>}</u>
1 国民健康保険特別会計繰入金	1	1, 374	1, 375

	節		説明	
区	分	金額	p.元 ・ジコ	
1 地方特例	列交付金	1,833	15 減収補てん特例交付金	1,
1 地方交付	 け税	154, 383	5 普通交付税	154,
		\\		
1 障がい者 助金	首福祉費補	55	15 障害者総合支援事業費補助金	
2 児童福祉	上費補助金	△528	20 子ども・子育て支援事業交付金 41 子ども・子育て支援事業費補助金(子ども・子育	Δ
			て支援金制度施行準備事業分)	
3 社会福祉	上費補助金	330	35 地域診療情報連携推進費補助金	
1 保健衛生	三費補助金	58	30 妊婦のための支援給付費補助金	
	'	1		
2 戸籍住民 費委託金		378	10 中長期在留者住居地届出等事務委託金	
4 児童福祉	上費補助金	△171	40 子ども・子育て支援事業交付金	Δ
1 農業費補	捕助金	2, 424	77 儲かる産地支援事業費補助金 80 新規就農総合支援事業補助金	1,
1 一般寄附	村金	1,800	20 一般寄附金	1,
1 国民健康		1, 374	5 国民健康保険特別会計繰入金	1,

会計繰入金

(単位	千	田,)

(款) 19 繰入金		(項) 1 特別会計繰入金	
目	補正前の額	補 正 額	計
2 介護保険特別会計繰入金	1	12, 960	12, 961
3 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1, 641	1,642
計	3	15, 975	15, 978
(款) 19 繰入金		(項) 2 基金繰入金	
2 減債基金繰入金	161, 209	△155, 159	6, 050
6 財政調整基金繰入金	79, 946	△79, 946	0
7 ふるさと応援基金繰入金	347, 831	617	348, 448
計	602, 297	△234, 488	367, 809
(款) 20 繰越金		(項) 1 繰越金	
1 繰越金	300, 000	256, 339	556, 339
計	300,000	256, 339	556, 339
(款) 21 諸収入		(項) 4 受託事業収入	
2 農業費受託事業収入	136	66	202
計	8, 234	66	8, 300
(款) 21 諸収入		(項) 5 雑入	
3 雑入	97, 911	6, 055	103, 966
計	109, 714	6, 055	115, 769
(款) 22 村債		(項) 1 村債	
2 土木債	184, 000	24, 100	208, 100
4 農林水産業債	0	4, 000	4, 000

238, 700

28, 100

計

			(単位:千円)
節		説明	
区 分	金額	£/L 7J	
1 介護保険特別会計 繰入金	12, 960	5 介護保険特別会計繰入金	12, 960
1後期高齢者医療特別会計繰入金	1,641	5 後期高齢者医療特別会計繰入金	1, 641
1 減債基金繰入金	△155, 159	5 減債基金繰入金	△155, 159
1 財政調整基金繰入金	△79, 946	5 財政調整基金繰入金	△79, 946
1 ふるさと応援基金 繰入金	617	5 ふるさと応援基金繰入金	617
1 前年度繰越金	256, 339	5 前年度繰越金	256, 339
1 農業者年金事務委 託金	66	5 農業者年金事務委託金	66
7 雑入	6, 055	90 広告料 156 補助金等返還金 232 PRグッズ販売代	150 161 5, 744
1 道路整備事業債	24, 100	20 法面整備事業(緊急自然災害防止対策事業債)	24, 100
1 農業農村整備事業債	4, 000	5 余郷入地区かんがい排水事業(公共事業等債)	4, 000

266, 800

3	歳	出	

(款) 1 議会費

,			(項) 1 議会	è 費									
				補	正	額	の	財	源		内	訳	
	補正前の額	補正額	計	特		定	財		源		_	般則	+ 3
				国県支	出金	地	方 債	そ	の	他		川又 只	J
	99, 154	3, 754	102, 908									3,	75

			I	1111 111-	THE		7.1	1///	'	1	ш, С
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財		亰		一般	財源
				国県支出金	地	方 債	そ	の(也	川又	灯烁
1 議会費	99, 154	3, 754	102, 908								3, 754
計	99, 154	3, 754	102, 908								3, 754
(款) 2 総 整 費			(項) 1 総系	x 答 理 書							

(款) 2 総務費			(項) 1 総額	务管理費		
1 一般管理費	250, 265	△3, 694	246, 571			△3, 694
1	I					

·			(単位:千円)
節			
区 分	金額	説明	
		1 職員給与関係経費(議会費)	3, 754
2 給料	900	2 給料	900
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	2, 021	3 職員手当等	2, 021
		1 扶養手当	594
		1 扶養手当	
4 共済費	833	3 通勤手当	27
		3 通勤手当(一般職)	
		8 管理職手当	324
		1 管理職手当	
		9 期末手当	372
		3 期末手当(一般職)	
		10 勤勉手当	226
		1 勤勉手当	
		11 児童手当等	300
		1 児童手当	
		12 退職手当	142
		3 退職手当負担金(一般職)	
		14 地域手当	36
		1 地域手当	
		4 共済費	833
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金(一般職)	

		1 特別職給与関係経費(総務管理費)	△50
2 給料	△2, 570	3 職員手当等	△50
		9 期末手当	
		2 期末手当(特別職)	
3 職員手当等	△1, 695	2 職員給与関係経費(総務管理費)	△3, 735
		2 給料	$\triangle 2,570$
		2 一般職給	
4 共済費	480	1 一般職給	
		3 職員手当等	$\triangle 1,645$
		1 扶養手当	△270
12 委託料	91	1 扶養手当	
		2 住居手当	$\triangle 300$
		1 住居手当	
		3 通勤手当	$\triangle 60$
		3 通勤手当(一般職)	
		9 期末手当	$\triangle 340$
		3 期末手当(一般職)	
		10 勤勉手当	△680
		1 勤勉手当	
		12 退職手当	55
		3 退職手当負担金(一般職)	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費			(項) 1 総務	务管理費									
				補 正	額	0)	財	源		内	Ē	沢	
目	補正前の額	補正額	計	特	定	財		源)
				国県支出金		方債			他	_ ;	般.	財	炽
(1一般管理費)				国県文田金	地	<i>刀</i> [[V	他				
5 財産管理費	76, 546	5, 027	81, 573					1	.61			4, 80	ge.
6 財政調整基金費	1	218, 173	218, 174								218	3, 1	73

(単位:千円)

kaka	Т		(単位:千円)
節	A		
区分	金額	~-	
		14 地域手当	△50
		1 地域手当	
		4 共済費	480
		2 職員共済組合負担金	780
		3 職員共済組合負担金(一般職)	731
		4 職員共済組合負担金(会計年度任用職フルタイ	40
			49
		6 社会保険料	△300
		6 社会保険料(再任用職員)	91
		4 職員管理費 12 委託料	91
		5 業務委託料	91
		14 職員採用試験委託料	
		2 庁舎管理費	994
10 需用費	3, 485	10 需用費	100
10/10/	0, 100	1 消耗品費	100
		1 消耗品費	
11 役務費	480	13 使用料及び賃借料	29
		1 使用料	
		3 テレビ受信料	
12 委託料	161	14 工事請負費	865
		3 維持補修工事	
		15 庁舎設備修繕工事	
13 使用料及び賃借料	29	3 公用車管理費	7
		26 公課費	7
		1 自動車重量税	
14 工事請負費	865	1 自動車重量税	
		5 財産管理費	3, 865
0.0 八平井	-	10 需用費	3, 385
26 公課費	7	5 光熱水費	3, 288
		1 電気使用料 2 ガス使用料	949
		5 上下水道使用料	1, 032 1, 307
		6 修繕料	97
		2 施設等修繕料	31
		11 役務費	480
		1 通信運搬費	100
		2 電話料	
		6 大山湖畔公園管理費	161
		12 委託料	161
		5 業務委託料	
		5 公園管理委託料	
		2 財政調整基金費	218, 173
24 積立金	218, 173	24 積立金	218, 173
		1 財政調整基金積立金	
		1 財政調整基金積立金	

(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務質			(坦) 1 総差	务官埋 質							
				補 正	額		財	源		内	訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定	財		源			
				国県支出金	地	方 債			他	一加	財 源
7 企画費	301, 568	5, 704	307, 272	330				6	606		4, 768
	,	,	ĺ								,
⇒ı	000 117	005 010	1 100 007	000					107	0.0	14 110
計	903, 117	225, 210	1, 128, 327	330				΄.	67	22	24, 113

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務費	48, 585	△6	48, 579		△6

(単位:千円)

t.t.			(単位:十円)
節		=	
区分	金額	説明	
		7 ふるさと応援寄附金事業費	2, 200
7 報償費	90	12 委託料	2, 200
		5 業務委託料	
		51 ふるさと納税PR業務委託料	
10 需用費	572	12 市民活動支援事業費	100
		18 負担金補助及び交付金	100
		10 補助金	
12 委託料	2, 926	8 集落いきいき活動助成事業	
		13 地域おこし協力隊事業費	<i>2, 545</i>
		7 報償費	90
13 使用料及び賃借料	2,016	1 報償金	
		3 事業協力者謝礼	
		10 需用費	572
18 負担金補助及び交	100		77
付金		1 食糧費	
		4 印刷製本費	495
		1 印刷製本費	
		12 委託料	615
		3 防犯警備委託料	550
		2 イベント警備委託料	
		5 業務委託料	65
		76 実況委託料	
		13 使用料及び賃借料	1, 268
		1 使用料	731
		10 システム使用料	579
		27 施設使用料	152
		2 賃借料	537
		7 バス借上料	=
		14 企業版ふるさと納税事業費	748
		13 使用料及び賃借料	748
		1 使用料	
		5 ふるさとコネクト使用料	
		15 大山マリーナ管理事業費	111
		12 委託料	111
		5 業務委託料	
		5 大山マリーナ管理委託料	

		1 職員給与関係経費(税務総務費)	$\Delta 6$
2 給料	△260	2 給料	△260
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	245	3 職員手当等	245
		3 通勤手当	$\triangle 30$
		3 通勤手当(一般職)	
4 共済費	9	9 期末手当	134
		3 期末手当(一般職)	

(款)	2	総務費

(項	(i) 2	徴税費

(叔) Z 総務質			(頃) 2 倒性	12									
				補 正	額	0)	財	源		内	Ē	沢	
目	補正前の額	補正額	計	特	定	財		源					洒
				国県支出金		方 債	そ		他		般	扒	冰
(1税務総務費)				国県支出金	地	万	<u> </u>	9)	他				
3 徴収費	74, 158	△1, 494	72, 664								Δ:	1,4	94
計	170, 643	△1, 500	169, 143								Δ:	1,5	00

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	96, 884	2, 191	99, 075	378		1,813

節			(単位:十円)
区分	金額	説明	
		10 勤勉手当 1 勤勉手当	98
		12 退職手当	2
		3 退職手当負担金(一般職)	4.1
		14 地域手当 1 地域手当	41
		4 共済費	9
		2 職員共済組合負担金	6
		3 職員共済組合負担金(一般職)	$\triangle 40$
		4 職員共済組合負担金(会計年度任用職フルタイ	
		۵)	28
		5 職員共済組合負担金(会計年度任用職パートタ	
		イム) c 社会(PPA)(1	18
		6 社会保険料 6 社会保険料(再任用職員)	3
		1 職員給与関係経費(徴収費)	△1,494
2 給料	△790	2 給料	<u>△790</u>
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	△838	3 職員手当等	△838
		2 住居手当	106
4 4 冷曲	104	1 住居手当	4.0
4 共済費	134	3 通勤手当 3 通勤手当(一般職)	46 12
		4 通勤手当(「放極) 4 通勤手当(会計年度任用職フルタイム)	34
		9 期末手当	△450
		3 期末手当(一般職)	_
		10 勤勉手当	△490
		1 勤勉手当	
		12 退職手当	△40
		3 退職手当負担金(一般職)	A 10
		14 地域手当	△10
		1 地域手当 4 共済費	134
		2 職員共済組合負担金	154
		3 職員共済組合負担金(一般職)	126
		4 職員共済組合負担金(会計年度任用職フルタイ	
		۵)	8

		1 職員給与関係経費(戸籍住民基本台帳費)	1, 813
2 給料	545	2 給料	545
		2 一般職給	2, 895
		1 一般職給	
3 職員手当等	646	3 会計年度任用職給	$\triangle 2,350$
		1 会計年度任用職給	
		3 職員手当等	646

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(水) 4 秘伤其			(塩) 3 厂制	常住氏 								
				補 正	額		財	源		内	訳	
目	補正前の額	補正額	計	特	定	財		源		一般	計	酒
				国県支出金	地	方 債	そ	\mathcal{O}	他	ЛJX	兴]	WK
(1戸籍住民基本台帳費)												
計	96, 884	2, 191	99, 075	378							1,8	13
	-,	-,	-,		1		1				, -	-

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

			17.7	****		
1 社会福祉総務費	391, 172	△15, 400	375, 772			△15, 400

(単位:千円)

·			(単位:千円)
節			
区 分	金額	説明	
		1 扶養手当	△90
4 共済費	622	1 扶養手当	
		3 通勤手当	6
		3 通勤手当(一般職)	26
17 備品購入費	378	4 通勤手当(会計年度任用職フルタイム)	$\triangle 20$
		9 期末手当	100
		3 期末手当 (一般職)	590
		4 期末手当(会計年度任用職フルタイム)	$\triangle 490$
		10 勤勉手当	120
		1 勤勉手当	540
		2 勤勉手当(会計年度任用職フルタイム)	△420
		11 児童手当等	200
		1 児童手当	
		12 退職手当	294
		3 退職手当負担金(一般職)	604
		5 退職手当負担金(会計年度任用職フルタイム)	△310
		14 地域手当	16
		1 地域手当	56
		2 地域手当(会計年度任用職フルタイム)	△40
		4 共済費	622
		2 職員共済組合負担金	373
		3 職員共済組合負担金(一般職)	1, 290
		4 職員共済組合負担金(会計年度任用職フルタイ	4 4 000
			$\triangle 1,060$
		5 職員共済組合負担金(会計年度任用職パートタ	1.40
			143
		6 社会保険料	249
		4 社会保険料(会計年度任用職フルタイム)	270
		17 / 世 日 時 入 弗	378
		17 備品購入費 2 機械器具費	318
		2	
		1 1效似的共复	

		1 職員給与関係経費(社会福祉総務費)	△11,944
2 給料	△8, 067	2 給料	△8, 067
		2 一般職給	△10, 520
		1 一般職給	
3 職員手当等	△2, 180	3 会計年度任用職給	2, 453
		1 会計年度任用職給	
		3 職員手当等	△2, 180
4 共済費	△1, 697	2 住居手当	$\triangle 330$
		1 住居手当	
		3 通勤手当	△199
27 繰出金	△3, 456	3 通勤手当(一般職)	$\triangle 250$
		4 通勤手当(会計年度任用職フルタイム)	51
		5 時間外勤務手当	2,033

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費			(項) 1 社会	会福祉費								
				補 正	額	Ø	財	源		内	Ī	尺
目	補正前の額	補正額	計	特	定	財		源				
				国県支出金		方債		0	他	— A	[]	財 源
(1社会福祉総務費)												
2 老人福祉費	334, 356	△6, 070	328, 286								△6	5, 070
3 障がい者福祉費	428, 817	210	429, 027	55								155
5 社会福祉施設費	5, 104	100	5, 204									100
6 後期高齢者医療給付費	219, 608	176	219, 784	176								
計	1, 477, 755	△20, 984	1, 456, 771	231							\21	, 215

(単位:千円)

	節			(単位:十円)
区	分	金額	説明	
			1 時間外勤務手当	2,016
			2 時間外勤務手当(会計年度任用職フルタイム)	17
			8 管理職手当	△320
			1 管理職手当	
			9 期末手当	$\triangle 1,431$
			3 期末手当 (一般職)	$\triangle 1,770$
			4 期末手当(会計年度任用職フルタイム)	339
			10 勤勉手当	$\triangle 1, 145$
			1 勤勉手当	△1, 430
			2 勤勉手当(会計年度任用職フルタイム)	285
			12 退職手当	△678
			3 退職手当負担金 (一般職)	$\triangle 1,010$
			5 退職手当負担金(会計年度任用職フルタイム)	332
			14 地域手当	△110
			1 地域手当	△160
			2 地域手当(会計年度任用職フルタイム)	50
			4 共済費	$\triangle 1,697$
			2 職員共済組合負担金	$\triangle 2,008$
			3 職員共済組合負担金(一般職)	$\triangle 2,210$
			4 職員共済組合負担金(会計年度任用職フルタイ	
			<i>ل</i>)	202
			6 社会保険料	311
			4 社会保険料(会計年度任用職フルタイム)	
			5 国民健康保険特別会計繰出金	<i>∆3, 456</i>
			27 繰出金	△3, 456
			4 職員給与費等	
			1 職員給与費等	
			7_介護保険特別会計繰出金	△ 6, 070
27 繰出金		△6, 070	27 繰出金	$\triangle 6,070$
			9 介護保険特別会計繰出金	
			1 介護保険特別会計繰出金	
			4 障がい者自立支援給付事業費	110
12 委託料		110	12 委託料	110
			5 業務委託料	
			10 障がい者総合支援システム改修業務委託料	
19 扶助費		100		100
			19 扶助費	100
			5 その他扶助費	
			25 身体障がい者自動車改造費助成費	
40 = = = =			3 デイサービスセンター管理運営費	100
10 需用費		100	10 需用費	100
			6 修繕料	
			2 施設等修繕料	170
		1 1	2 後期高齢者医療事務費	<i>176</i>
10 43/10		1.50	10 天之州	1.00
12 委託料		176	12 委託料	176
12 委託料		176	5 業務委託料	176
12 委託料		176		176

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費			(項) 2 児童	置福祉費									_
				補 正	額	の	則	` 源		内		訳	
目	補正前の額	補正額	計	特	定	財		源					_
	111111111111111111111111111111111111111	1113	H 1	国県支出金		方(他	-	般	財源	亰
				国界人山金	쁘	<i>JJ</i> 1	貝で	V)	TU				
1 児童福祉総務費	122, 277	563	122, 840	△190								75	3
													_
3 保育所費	312, 800	△18, 405	294, 395								∧ 1	8, 40	ㄷ
0 体目///具	312,000	△10, 400	494, 393								∠1	0, 40	J
							-						_

節			(単位:十円)
区 分	金額	説明	
		1 職員給与関係経費(児童福祉総務費)	486
1 報酬	66	2 給料 2 一般職給	△450
2 給料	△450	1 一般職給 3 職員手当等 1 扶養手当	1, 103 78
3 職員手当等	1, 103	1 扶養手当 3 通勤手当 3 通勤手当(一般職)	△20
4 共済費	△156	5 時間外勤務手当 1 時間外勤務手当	1, 275
2710130		8 管理職手当 1 管理職手当	△320
		9 期末手当 3 期末手当(一般職)	△90
		10 勤勉手当	△70
		1 勤勉手当 11 児童手当等	300
		1 児童手当 12 退職手当	$\triangle 40$
		3 退職手当負担金(一般職) 14 地域手当	△10
		1 地域手当 4 共済費	△167
		2 職員共済組合負担金3 職員共済組合負担金(一般職)4 職員共済組合負担金(会計年度任用職フルタイ	△190
		ム) 6 子育て広場事業費	23 6
		4 共済費 2 職員共済組合負担金 4 職員共済組合負担金(会計年度任用職フルタイ	6
		۵)	
		7 ファミリーサポート事業費4 共済費2 職員共済組合負担金	5
		2 職員共済組合負担金 4 職員共済組合負担金(会計年度任用職フルタイム)	
		14 美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定事 業費	66
		1 報酬 3 非常勤職員報酬	66
		5 基本構想・基本計画策定委員会委員	A 10 40F
9 於字.	A 10 610	1 職員給与関係経費(保育所費)	Δ18, 405
2 給料	△12, 610	2 給料 2 一般職給	$\triangle 12,610$ $\triangle 4,830$
3 職員手当等	△4, 170	1 一般職給 3 会計年度任用職給	△7, 780
○ IMM 1 1 4	△4,110	∨ ДН /Х Д/П1М/Н	△1,100

(項) 2 児童福祉費

(水) 0 八工貝			(「只) 4 /15	10000000000000000000000000000000000000								
				補 正	額	の	財	源		内	訳	
目	補正前の額	補正額	計	特	定	財		源		— 舣	財	脜
				国県支出金	地	方 債	そ	\mathcal{O}	他	ענית	(F)	105
(3保育所費)												
4 児童館費	45, 711	7, 799	53, 510								7, 7	700
せル里畑質	40, (11	1, 199	55, 510								1,	199
計	601 712	A 10, 049	601 670	A 100							۸ ۵ ۵	0 = 0
訂	691, 713	△10, 043	681,670	△190							∆9,8	503

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1	保健衛生総務費	102, 271	△2, 459	99, 812	△627		△1,832

	節			(単位:十円)
			説明	
区	分	金額	WL 71	
			1 会計年度任用職給	△7, 780
4 共済費		△1,625	3 職員手当等	△4, 170
			3 通勤手当	△470
			3 通勤手当(一般職)	△180
			4 通勤手当(会計年度任用職フルタイム)	△290
			9 期末手当	$\triangle 1,430$
			3 期末手当(一般職)	△650
			4 期末手当(会計年度任用職フルタイム)	△780
			10 勤勉手当	△1, 120
			1 勤勉手当	$\triangle 490$
			2 勤勉手当(会計年度任用職フルタイム)	△630
			11 児童手当等	480
			1 児童手当	
			12 退職手当	$\triangle 1,440$
			3 退職手当負担金 (一般職)	△680
			5 退職手当負担金(会計年度任用職フルタイム)	$\triangle 760$
			14 地域手当	△190
			1 地域手当	$\triangle 40$
			2 地域手当(会計年度任用職フルタイム)	$\triangle 150$
			4 共済費	$\triangle 1$, 625
			2 職員共済組合負担金	$\triangle 615$
			3 職員共済組合負担金(一般職)	$\triangle 170$
			4 職員共済組合負担金(会計年度任用職フルタイ	
			A)	$\triangle 540$
			5 職員共済組合負担金(会計年度任用職パートタ	
			イム)	95
			6 社会保険料	△1, 010
			4 社会保険料(会計年度任用職フルタイム)	△770
			6 社会保険料(再任用職員)	<u>△240</u>
10 禾子(水)			65 児童厚生施設整備事業費	<i>7, 799</i>
12 委託料		7, 799	12 委託料 。 测导,恐卦,既珊禾光料	7, 799
			8 測量・設計・監理委託料	
			5 児童厚生施設用地測量・地質調査委託料	

		1 職員給与関係経費(保健衛生総務費)	Δ2, 634
2 給料	△2, 190	2 給料	△2, 190
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	△245	3 職員手当等	$\triangle 294$
		3 通勤手当	13
		3 通勤手当(一般職)	
4 共済費	△112	5 時間外勤務手当	6
		2 時間外勤務手当(会計年度任用職フルタイム)	
		9 期末手当	77
12 委託料	88	3 期末手当(一般職)	
		10 勤勉手当	△110

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

				工門工具								
				補 正	額	の	財	源		内	訳	
目	補正前の額	補正額	計	特	定	財		源		é/	対	派
				国県支出金	地	方 債	そ	0)	他	刋	(只)	你
(1保健衛生総務費)												
⊒ 1.	909 E41	A 9, 450	200 000	A C07					_		۸ 1 . 0	າງດ
計	202, 541	$\triangle 2,459$	200, 082	△627							△1,8	32

(款) 4 衛生費

(項) 2環境衛生費

1 環境衛生総務費	98, 114	2, 117	100, 231		2, 117

				(単位:千円)
	節			
区	分	金額	説明	
			1 勤勉手当	
			12 退職手当	$\triangle 240$
			3 退職手当負担金 (一般職)	
			14 地域手当	$\triangle 40$
			1 地域手当	
			4 共済費	△150
			2 職員共済組合負担金	
			3 職員共済組合負担金(一般職)	
			4 子育て世代包括支援事業費	<i>175</i>
			3 職員手当等	49
			9 期末手当	26
			5 期末手当(会計年度任用職パートタイム)	
			10 勤勉手当	23
			5 勤勉手当(会計年度任用職パートタイム)	
			4 共済費	38
			2 職員共済組合負担金	33
			4 職員共済組合負担金(会計年度任用職フルタイム)	
			6 社会保険料	5
			5 社会保険料(会計年度任用職パートタイム)	· ·
			12 委託料	88
			5 業務委託料	00
			5 システム改修委託料	
			S T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	
		I.	1	

		1 職員給与関係経費(環境衛生総務費)	818
2 給料	64	2 給料	64
		2 一般職給	$\triangle 2,270$
		1 一般職給	
3 職員手当等	215	3 会計年度任用職給	2, 334
		1 会計年度任用職給	
		3 職員手当等	215
4 共済費	539	3 通勤手当	4
		3 通勤手当(一般職)	$\triangle 20$
		4 通勤手当(会計年度任用職フルタイム)	24
17 備品購入費	1, 299	5 時間外勤務手当	35
		2 時間外勤務手当(会計年度任用職フルタイム)	
		9 期末手当	56
		3 期末手当(一般職)	$\triangle 440$
		4 期末手当(会計年度任用職フルタイム)	496
		10 勤勉手当	77
		1 勤勉手当	$\triangle 340$
		2 勤勉手当(会計年度任用職フルタイム)	417
		12 退職手当	36
		3 退職手当負担金(一般職)	△280
		5 退職手当負担金(会計年度任用職フルタイム)	316
		14 地域手当	7

(款)	1	衛生	进
(示人)	4	1年1/十	13

(項) 2環境衛生費

				補	正	額	\mathcal{O}	財	源	内	İ	訳	П
目	補正前の額	補正額	計	特	,	定	財	1	源	_	般	Et 3	佰
				国県支出金		地	方債そ		の他	Į,	州又	別(尔
(1環境衛生総務費)													
計	98, 716	2, 117	100, 833									2, 11	7

(款) 4 衛生費

(項) 3 清掃費

12.0 1144924								
1 塵芥処理費	228, 442	959	229, 401				959	
計	248, 808	959	249, 767				959	

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	23, 358	△468	22, 890		66	△534

(単位・千円)

			(単位・1円)
節			
区 分	金額	説明	
		1 地域手当	△40
		2 地域手当(会計年度任用職フルタイム)	47
		4 共済費	539
		2 職員共済組合負担金	229
		3 職員共済組合負担金(一般職)	△240
		4 職員共済組合負担金(会計年度任用職フルタイ	
		۵)	469
		6 社会保険料	310
		4 社会保険料(会計年度任用職フルタイム)	
		2 環境衛生事務費	1, 299
		17 備品購入費	1, 299
		3 公用車購入費	
		1 公用車購入費	

		2 塵芥処理事業費	959
18 負担金補助及び交	959	18 負担金補助及び交付金	959
付金		5 負担金	
		5 ごみ処理広域化負担金	

		1 職員給与関係経費(農業委員会費)	△501
2 給料	△320	2 給料	△320
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	△230	3 職員手当等	$\triangle 230$
		3 通勤手当	△120
		3 通勤手当(一般職)	
4 共済費	49	9 期末手当	$\triangle 60$
		3 期末手当(一般職)	
		10 勤勉手当	$\triangle 30$
10 需用費	33	1 勤勉手当	
		12 退職手当	$\triangle 20$
		3 退職手当負担金 (一般職)	
13 使用料及び賃借料		4 共済費	49
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金(一般職)	
		3 農業委員会事務費	68
		13 使用料及び賃借料	68
		1 使用料	
		31 自治体クラウドサービス利用料	
		4 農業者年金業務委託事業費	△35
		10 需用費	33
		1 消耗品費	
		1 消耗品費	
		13 使用料及び賃借料	△68

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(款) 5 農林水産業質			(頃) 1 農身				
				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地 方 債	その他	別文 別 (/尓
(1農業委員会費)							
2 農業総務費	52, 854	439	53, 293				439
	25 201	0.004	20.055	0.404			
3 農業振興費	65, 631	2, 624	68, 255	2, 424			200
5 農地費	120, 744	4, 671	125, 415		4,000	121	550
- 2.22	120, 111	1,011	120, 110		1,000	121	
計	262, 653	7, 266	269, 919	2, 424	4,000	187	655
I.				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · ·		

(単位・千円)

h-h-			(単位:千円)
	金額	説明	
		1 使用料	
		31 自治体クラウドサービス利用料	
		1 職員給与関係経費(農業総務費)	439
2 給料	39	2 給料	39
		2 一般職給	
の時日イル体	404	1 一般職給	404
3 職員手当等	464	3 職員手当等	464
		1 扶養手当 1 扶養手当	276
4 共済費	$\triangle 64$	3 通勤手当	61
1 六仍貝	△04	3 通勤于ョ 3 通勤手当(一般職)	01
		9 期末手当	68
		3 期末手当(一般職)	
		10 勤勉手当	28
		1 勤勉手当	
		12 退職手当	25
		3 退職手当負担金(一般職)	
		14 地域手当	6
		1 地域手当	
		4 共済費	$\triangle 64$
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金(一般職)	256
		5 職員共済組合負担金(会計年度任用職パートタ	
		イム)	△320
	222	3 農業経営対策事業費	1, 500
10 需用費	200	18 負担金補助及び交付金	1,500
		10 補助金	
18 負担金補助及び交	2 424	80 新規就農総合支援事業補助金 5 産地確立推進事業費	924
付金	2, 424	18 負担金補助及び交付金	924
1.1 75		10 補助金	324
		77 儲かる産地支援事業費補助金	
		7 地域産品直売所運営費	200
		10 需用費	200
		6 修繕料	
		2 施設等修繕料	
		2 土地改良振興事業費	121
18 負担金補助及び交	4,550	22 償還金、利子及び割引料	121
付金		5 国庫支出金等返還金	
		2 県支出金返還金	
		3 県営土地改良事業負担金	4, 550
22 償還金、利子及び	121	18 負担金補助及び交付金	4, 550
割引料		5 負担金	
		35 県営かんがい排水事業余郷入地区	

41

(款) 5 農林水産業費			(項) 3 水産	E 業費								
				補 正	額	\mathcal{O}	財	源		内	訳	
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財		源			投 財	1 河
				国県支出金	地	方 債	そ	0)	他	,	汉 火	////
1 水産業振興費	466	49	515									49
計	466	49	515									49

(款) 6 商工費			(項) 1 商	L費		
2 観光費	24, 873	7, 370	32, 243		5, 744	1, 626
計	36, 453	7, 370	43, 823		5, 744	1,626

(款) 7 土木費			(項) 1 土フ	卞管理費		
1 土木総務費	55, 677	3, 362	59, 039			3, 362
計	55, 677	3, 362	59, 039			3, 362

(款) 7 土木費			(項) 2 道路	各橋梁費		
3 道路新設改良費	257, 460	4, 097	261, 557			4, 097
計	365, 469	4, 097	369, 566			4, 097

			(単位:1円)
節			
区分	金額	説明	
	立 領		
		2 水産振興事業費	49
10 需用費	49	10 需用費	49
		6 修繕料	
		2 施設等修繕料	

		2 観光振興事業費	7, 370
10 需用費	450	10 需用費	450
		1 消耗品費	
		1 消耗品費	
12 委託料	5,820	12 委託料	5, 820
		5 業務委託料	
		15 観光イベント業務委託料	
13 使用料及び賃借料	1, 100	13 使用料及び賃借料	1, 100
		1 使用料	
		6 著作権使用料	

		1 職員給与関係経費(土木総務費)	3, 362
2 給料	1,522	2 給料	1, 522
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	957	3 職員手当等	957
		2 住居手当	△170
		1 住居手当	
4 共済費	883	3 通勤手当	93
		3 通勤手当(一般職)	
		9 期末手当	417
		3 期末手当(一般職)	
		10 勤勉手当	362
		1 勤勉手当	
		12 退職手当	225
		3 退職手当負担金(一般職)	
		14 地域手当	30
		1 地域手当	
		4 共済費	883
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金(一般職)	

		2 道路新設改良事業費	4, 097
21 補償補填及び賠償	4, 097	21 補償補填及び賠償金	4, 097
金		1 補償金	
		2 工作物補償	

_	(款) 7 土木費			(項) 3 都市							
				,	補 正			財		内	訳
	目	補正前の額	補正額	計	特	定	財		源		般財源
	I			1	国県支出金		方 債	そ	の他	1	版 別 你
	1 都市計画総務費	25, 756	△3, 129	22, 627							△3, 129
	1		'	1							•
	1			1							
	1			1							
	I										
	J			'							
	J			'							
				'							
	J			'							
	J			'							
	J			'							
	!			'							
	J			'							
	J			'							
	J			'							
	!			'							
	J			'							
	!			1							
	!			1							
	!			'							
	!			'							
	!			'							
	J			'							
-	計	273, 893	△3, 129	270, 764		_		+		+	△3, 129
_											
_	(款) 8 消防費			(項) 1消隊	方費						
				1							
	2 消防施設費	10, 058	330	10, 388							330
	!			'							
				!							
			<u> </u>	<u> </u>							
	4 災害対策費	48, 844	170	49, 014							170
	1	!	'	1							

500 411, 948

∆4, 438

(項) 1 教育総務費

346, 539

411, 448

350, 977

(款) 9 教育費

2 事務局費

節			(中位・111)
区分	金額	説明	
		1 職員給与関係経費(都市計画総務費)	Δ3, 129
2 給料	△1, 340	2 給料	△1, 340
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	△1, 299	3 職員手当等	$\triangle 1,299$
		1 扶養手当	$\triangle 270$
		1 扶養手当	
4 共済費	△490	2 住居手当	174
		1 住居手当	
		3 通勤手当	27
		3 通勤手当(一般職)	
		9 期末手当	$\triangle 430$
		3 期末手当(一般職)	
		10 勤勉手当	$\triangle 300$
		1 勤勉手当	
		11 児童手当等	$\triangle 300$
		1 児童手当	
		12 退職手当	△170
		3 退職手当負担金(一般職)	4.00
		14 地域手当	△30
		1 地域手当	A 100
		4 共済費	△490
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金(一般職)	

		2 消防施設管理費	330
14 工事請負費	330	14 工事請負費	330
		4 解体撤去工事	
		1 解体撤去工事	
		4 屋外防災行政無線管理費	170
11 役務費	170	11 役務費	170
		6 損害保険料	
		1 建物等災害保険料	

		1 特別職給与関係経費(事務局費)	△ 720
1 報酬	624	3 職員手当等	△720
		9 期末手当	
		2 期末手当(特別職)	
2 給料	△2, 600	2 職員給与関係経費(事務局費)	△4, 546
		2 給料	△2,600
		2 一般職給	
3 職員手当等	△3, 614	1 一般職給	
		3 職員手当等	△2, 980
		1 扶養手当	△250

43

500

△4, 438

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

			(単位:十円)
節			
	A	. 説 明	
区 分	金額		
		1 井芝エル	A 0.50
		1 扶養手当	$\triangle 250$
4 共済費	1,059	2 住居手当	$\triangle 30$
		1 住居手当	
		3 通勤手当	$\triangle 30$
17 備品購入費	63	3 通勤手当(一般職)	
11 開加州八東	03		۸ ۵۵۵
		8 管理職手当	△320
		1 管理職手当	
18 負担金補助及び交	30	9 期末手当	$\triangle 860$
付金		3 期末手当(一般職)	
		10 勤勉手当	$\triangle 660$
		1 勤勉手当	
			A 150
		11 児童手当等	$\triangle 150$
		1 児童手当	
		12 退職手当	$\triangle 620$
		3 退職手当負担金 (一般職)	
		14 地域手当	△60
			△00
		1 地域手当	
		4 共済費	1, 034
		2 職員共済組合負担金	741
		3 職員共済組合負担金(一般職)	31
		5 職員共済組合負担金(会計年度任用職パートタ	
		(A)	710
		6 社会保険料	293
		6 社会保険料(再任用職員)	
		5 外国語教育推進事業費	420
		1 報酬	420
		4 会計年度任用職員報酬	
		53 外国人英語指導助手	
			<i>63</i>
		10 美浦村教育クラウド事業費	
		17 備品購入費	63
		2 機械器具費	
		1 機械器具費	
		12 学校教育支援経費	<i>345</i>
		1 報酬	204
			201
		4 会計年度任用職員報酬	
		100 教員業務支援員	
		3 職員手当等	86
		9 期末手当	47
		5 期末手当(会計年度任用職パートタイム)	
		10 勤勉手当	39
			33
		5 勤勉手当(会計年度任用職パートタイム)	
		4 共済費	25
		6 社会保険料	
		5 社会保険料(会計年度任用職パートタイム)	
		18 負担金補助及び交付金	30
		5 負担金	00
		98 会議、研修会参加負担金	
		l .	

(項) 2 小学校費

				補 正	額	\mathcal{O}	財	源	内	訳]
目	補正前の額	補正額	計	特	定	財		源		般財源	占
				国県支出会	き 地	方 債	そ	の他	Ĺ	州文 异丁 仍	А
1 学校管理費	158, 000	11	158, 011							11	1
											1
											1
											1
											1
2 教育振興費	20, 756	60	20, 816							60	0
											1
計	178, 756	71	178, 827			·		·		71	1

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(00) 0 001130			() ()		
1 学校管理費	42, 401	856	43, 257		856
= 1	5.6. 500	05.6	57.504		050
計	56 738	856	57 594	1	856

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

			() () =) 4		
1 幼稚園費	100, 581	757	101, 338		757

toto			(十四・111)
節			
区 分	金額	説明	
3 職員手当等	10	1 職員給与関係経費(小学校費) 3 職員手当等 10 勤勉手当	11
4 共済費	1	1 勤勉手当4 共済費2 職員共済組合負担金3 職員共済組合負担金(一般職)	1
10 需用費	60	73 小学校教育振興事業費 10 需用費 4 印刷製本費 1 印刷製本費	60

		1 職員給与関係経費(中学校費)	△24
3 職員手当等	△24	3 職員手当等	△24
		3 通勤手当	
		3 通勤手当(一般職)	
12 委託料	880	3 美浦中学校学校管理費	<i>880</i>
		12 委託料	880
		5 業務委託料	
		5 グラウンド整備業務委託料	

		1 職員給与関係経費(幼稚園費)	757
2 給料	△13	2 給料	△13
		2 一般職給	2,657
		1 一般職給	
3 職員手当等	126	3 会計年度任用職給	$\triangle 2,670$
		1 会計年度任用職給	
		3 職員手当等	126
4 共済費	644	3 通勤手当	75
		3 通勤手当(一般職)	155
		4 通勤手当(会計年度任用職フルタイム)	△80
		9 期末手当	4
		3 期末手当(一般職)	364
		4 期末手当(会計年度任用職フルタイム)	△360
		10 勤勉手当	17
		1 勤勉手当	327
		2 勤勉手当(会計年度任用職フルタイム)	△310
		12 退職手当	27
		3 退職手当負担金(一般職)	377
		5 退職手当負担金 (会計年度任用職フルタイム)	$\triangle 350$
		14 地域手当	3
		1 地域手当	53
		2 地域手当(会計年度任用職フルタイム)	$\triangle 50$
		4 共済費	644

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

				補』	三 額	(D	財	源	内		訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定	財		源		ńл	財源
				国県支出	金地	方 債	そ	の他		月又	別
(1幼稚園費)											
計	100, 581	757	101, 338								757

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(款) 9 教育費			(項) 5 社会	会教育費		
1 社会教育総務費	128, 595	△8, 007	120, 588			△8, 007

節			匹.1口/
区 分	金額	説明	
		2 職員共済組合負担金5 職員共済組合負担金(会計年度任用職パートタイム)	33
		4 公立学校共済組合負担金 1 公立学校共済組合負担金	941 971
		4 公立学校共済組合負担金(会計年度任用職フル	
		タイム) 6 社会保険料	$\triangle 30$ $\triangle 330$
		4 社会保険料(会計年度任用職フルタイム)	

		1 職員給与関係経費(社会教育総務費)	△8, 007
2 給料	△4, 500	2 給料	△4, 500
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	△2, 737	3 職員手当等	$\triangle 2,737$
		1 扶養手当	198
		1 扶養手当	
4 共済費	△770	3 通勤手当	△60
		3 通勤手当(一般職)	
		8 管理職手当	△320
7 報償費	1, 344	1 管理職手当	
		9 期末手当	△992
		3 期末手当(一般職)	△1,000
12 委託料	△1, 344	4 期末手当(会計年度任用職フルタイム)	8
		10 勤勉手当	△813
		1 勤勉手当	△840
		2 勤勉手当(会計年度任用職フルタイム)	27
		12 退職手当	△660
		3 退職手当負担金 (一般職)	△590
		5 退職手当負担金(会計年度任用職フルタイム)	△70
		14 地域手当	△90
		1 地域手当	
		4 共済費	△770
		2 職員共済組合負担金	$\triangle 1,007$
		3 職員共済組合負担金(一般職)	$\triangle 1,690$
		4 職員共済組合負担金(会計年度任用職フルタイ	
		<i>ل</i> ا	11
		5 職員共済組合負担金(会計年度任用職パートタ	
		イム)	672
		6 社会保険料	237
		4 社会保険料(会計年度任用職フルタイム)	
		12 中学校部活動地域移行推進事業費	
		7 報償費	1, 344
		1 報償金	
		3 事業協力者謝礼	
		12 委託料	△1, 344

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地 方 債	その他	加又,加尔
(1社会教育総務費)							
2 公民館費	37, 177	85	37, 262				85
3 文化財保護費	26, 680	24, 101	50, 781		24, 100		1
計	214, 896	16, 179	231, 075		24, 100		$\triangle 7,921$

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

3 光と風の丘公園管理 費	49, 652	935	50, 587		935
4 学校給食費	112, 281	△511	111,770		△511
計	171, 063	424	171, 487		424

(単位・千円)

			(単位:十円)
節			
区分	金額	説明	
		5 業務委託料	
		1 地域クラブ運営業務委託料	
		3 中央公民館管理費	85
10 需用費	85	10 需用費	85
		1 消耗品費	
		1 消耗品費	
		2 文化財施設管理費	<i>24, 101</i>
12 委託料	2, 145	12 委託料	2, 145
		8 測量・設計・監理委託料	
		10 測量調査業務委託料	
14 工事請負費	21, 956	14 工事請負費	21, 956
		1 土木工事	
		5 法面整備工事	

		2 光と風の丘公園管理費	935
14 工事請負費	935	14 工事請負費	935
		3 維持補修工事	
		5 施設修繕工事	
		1 職員給与関係経費(学校給食費)	△511
3 職員手当等	△41	3 職員手当等	△41
		3 通勤手当	$\triangle 51$
		3 通勤手当(一般職)	
4 共済費	△470	10 勤勉手当	10
		1 勤勉手当	
		4 共済費	$\triangle 470$
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金(一般職)	$\triangle 140$
		5 職員共済組合負担金(会計年度任用職パートタ	
		イム)	△330

給与費明細書

1. 特 別 職

					給	与	費					
区	分	職員数	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当	寒冷地手当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
	長等	2		13,920	4,037 (3.45)			1,966	19,923	1,747	21,670	
補 正 後	議員	12	41,784		13,815 (3.45)				55,599	11,414	67,013	
後	その他の特別職	698	35,370						35,370		35,370	
	計	712	77,154	13,920	17,852			1,966	110,892	13,161	124,053	
	長 等	2		13,920	4,807 (3.45)			1,966	20,693	1,747	22,440	
補 正 前	議員	12	41,784		13,815 (3.45)				55,599	11,414	67,013	
前	その他の特別職	700	35,304						35,304		35,304	
	計	714	77,088	13,920	18,622			1,966	111,596	13,161	124,757	
	長等				△ 770				△ 770		△ 770	
比	議員											
較	その他の特別職	$\triangle 2$	66						66		66	
	計	\triangle 2	66		△ 770				△ 704		△ 704	

2. 一 般 職 (1) 総 括

1) 総 括 (単位:千円)

				給					
区	分	職員数	報酬	給料	職員手当	計	共 済 費	合 計	備考
補コ	E 後	(<u>110</u>) 158	155, 059	593, 180	467, 273	1, 215, 512	217, 406	1, 432, 918	
補コ	E 前	(<u>110</u>) 164	154, 435	625, 820	478, 619	1, 258, 874	217, 537	1, 476, 411	
比	較	<u> </u>	624	△ 32,640	△ 11,346	△ 43, 362	△ 131	△ 43, 493	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位:千円)

職員	区	分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務 手 当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備	考
手当	補]	E 後	9, 872	6, 194	9, 427	42, 146	1,092	16, 648	153, 795	136, 114	12, 465	79, 520		
ョの肉		E 前	9, 606	6, 744	10, 139	38, 797	1,092	17, 604	158, 577	140, 522	12, 916	82, 622		
訳	比	較	266	△ 550	△ 712	3, 349		△ 956	△ 4,782	△ 4,408	△ 451	△ 3, 102		

ア. 会計年度任用職員以外の職員 (単位:千円)

				給 <u>'</u>	費				
区	分	職員数	報酬	給料	職員手当	計	共 済 費	合 計	備考
補工	正後	(<u>9</u>)		494, 250	364, 133	858, 383	160, 033	1, 018, 416	
補工	正 前	(<u>9</u> 126		518, 877	372, 988	891, 865	160, 426	1, 052, 291	
比	較	(<u> </u>		△ 24,627	△ 8,855	△ 33, 482	△ 393	△ 33,875	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

職員	区	分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務 手 当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備	考
手当	補正	後	9, 872	6, 194	7,822	37, 648	1,092	16, 648	109, 966	98, 585	10, 463	65, 843		
ョの内	補正	前	9,606	6, 744	8, 253	34, 357	1,092	17, 604	114, 034	102, 424	10, 771	68, 103		
訳	比	較	266	△ 550	△ 431	3, 291		△ 956	△ 4,068	△ 3,839	△ 308	△ 2,260		

イ. 会計年度任用職員 (単位:千円)

_	<u> </u>	云田干	/X /	71映只							(手)上:111/
						給	事 費				
	区		分	職 員 数 (人)	報酬	給料	職員手当	計	共 済 費	合 計	備考
	補	正	後	(<u>101</u>) 36	155, 059	98, 930	103, 140	357, 129	57, 373	414, 502	
	補	正	前	(<u>101</u>) 38	154, 435	106, 943	105, 631	367, 009	57, 111	424, 120	
	比		較	(<u> </u>	624	△ 8,013	△ 2,491	△ 9,880	262	△ 9,618	

)内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

職員	区	分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務 手 当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備	考
手当	補コ	E 後			1,605	4, 498			43, 829	37, 529	2,002	13, 677		
一の内	補コ	E 前			1,886	4, 440			44, 543	38, 098	2, 145	14, 519		
訳	比	較			△ 281	58			△ 714	△ 569	△ 143	△ 842		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外)

(2) 給料及び職員 区 分	増減額	明細(会計年度任用職員以外) 増減事由別内訳		説	明	備	(単位:十円 <u>)</u> 考
<u></u> 給 料	△ 24, 627	給与改定に伴う増減分	1	行政職	-21	VHI	,. <u></u>
か 日 11	△ 24,021	和子以たに干ノ相域力		技能労務職			
				12 16 77 177 194			
			497	行政職	497		
)		技能労務職	20.		
		その他の増減分	△ 25, 124	退職者・新採用者差額	△ 12, 233	職員数の異動状況(会計	中度任用職員以外)
						現に在職	戦する
				特別昇給・昇格差額		職員数	その他 計
						補正後 131 丿	人 131 人
				再任用職員	△ 241	補正前 135 丿	人 135 人
						増 減 △4 /	人
				会計間異動の異動による差額	\triangle 4, 355	採用、退職の状況	
						採用	
				その他	\triangle 8, 295	· ·	3 人 △ 3 人
						会計間の異動	
m46 17 14						11 /	
職員手当	\triangle 8,855	制度改正に伴う増減分		扶養手当			
				期末手当			
				勤勉手当			
		フの仲の単計八	A 0.055	地域手当	000		
		その他の増減分	△ 8,855	扶養手当	266		
				住居手当 通勤手当	△ 550		
					△ 431		
				時間外勤務手当 日直手当	3, 291		
					△ 956		
				期末手当	\triangle 4,068		
				カイナョ 動勉手当	\triangle 4,008 \triangle 3,839		
				地域手当	\triangle 3,839 \triangle 308		
1				退職手当	\triangle 2, 260		

3. 給与及び手当の状況 (会計年度任用職員以外)

ア. 職員一人当たりの給与

(単位:円)

			(+ - - - - - - - - -
区	分	行 政 職	技能 労務職
	平均給料月額	337, 292	290, 667
令和7年9月1日現在	平均給与月額	413, 764	327, 591
	平均年令	41歳10月	55歳 6月
	平均給料月額	333, 478	290, 667
令和7年6月1日現在	平均給与月額	398, 589	307, 880
	平均年令	41歳 7月	55歳 3月

イ. 初 任 給

(単位:円)

1 1 1				(
区分	行政職	技能労務職	国の	制度
	11以40	1又形刀伤帆	行政職	技能労務職
高 校 卒	188, 000	185, 700	188, 000	185, 700
大 学 卒	220, 000	-	220, 000	-

ウ. 等級別職員数

7. 守 极 別 概 貝 数		行政耶			技能労務	务職
区 分	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
	7	4	3.4%	4	3	100.0%
	6	()	(<u>15. 1%</u>)	3	()	()
	5	18	()	2	()	()
令和7年9月1日現在	4	27	()	1	()	()
747年9月1日死任	3	21	17.6%			
	2	24	20.2%			
	1	7	5.9%			
	計	()	100.0%	計	3	100.0%
	7	()	3.4%	4	3	100.0%
	6	18	()	3	()	()
	5	18	()	2	()	()
令和7年6月1日現在	4	27	()	1	()	()
节和7年0万1日先往	3	21	()			
	2	24	20.2%			
	1	7	5.9%			
	計	119	()	計	3	100.0%

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一 行政職	主補師看師管社司の事、、護、理会書、、護、学院を選集を選集を選集を選集を表する。といい、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	困難な歌音、職務主、職務主、職務主、職務主、保育、大、保建、保養士、保建、、社会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	主任 全任 主任 生任 生生 生生 生生 生生 生生 生生 生生 生生 生	係長、主査	課長補佐、室 長補佐、局長	課長、局長、 室長、保育所 長、幼稚園長	部長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等 (以下「用務手等」と いう。) 調理師 自動車運転手	用務手等 調理師 自動車運転手	相当の経験を有する用 務手等 相当の技能又は経験を 有する調理師 相当の技能又は経験を 有する自動車運転手	困難な業務を行う用務 手等 高度の技能又は経験を 有する調理師 高度の技能又は経験を 有する自動車運転手

工. 昇 給

	· 升 和				
	区分		合計	代表的な	:職種
	△刀		口頂	行政職	技能労務職
	職員数(A)(人)		122	119	3
	昇給に係る職員数	(B)(人)			
補	号給数別内訳	2 号給(人)			
		4 号給(人)			
正		6 号給(人)			
		8号給(人)			
後		号給 (人)			
	比 率(B)/(A	(%)			
	特別昇給に係る職員	数(人)			
	職員数(A)(人)		122	119	3
	昇給に係る職員数	(B)(人)			
補	号給数別内訳	2 号給(人)			
		4 号給(人)			
正		6 号給(人)			
		8号給(人)			
前		号給 (人)			
	比 率(B)/(A	(%)			
	特別昇給に係る職員	貴数(人)			

才. 期末手当 · 勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の	備考
	6月(月分)	12月 (月分)	(月分)	級等による加算措置	TIME 15
補正後	(<u>1.200</u>) 2.300	(<u>1.200</u>) 2.300	(<u>2.40</u>) 4.60	有	
補 正 前	$(1.200 \atop 2.300$	(1.200) (2.300)	(<u>2.40</u>) 4.60	有	
国の制度	(<u>1.200</u>) 2.300	(<u>1.200</u>) 2.300	(<u>2.40</u>) 4.60	有	

)内は、再任用職員である。

カ. 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区	_ , _	,,,,,	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備	考
支給	率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
	制度 (率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)		

キ. 地域手当

支給対象地域	美浦村
支給率(%)	2
支給対象職員数(人)	131
国の指定基準に基づく支給率(%)	4

ク. 特殊勤務手当

V A	全職種		代表的	な職種	
位	土,明代里	税務職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率(%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率(%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	司	
住 居 手 当	同	
通勤手当	司	

議案第6号

令和7年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

令和7年度美浦村の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,697千円を減額 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,610,303千円と する。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2表 債務負担行為」による。

令和7年9月9日提出

美浦村長 中島 栄

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		39	385	424
	1 国庫補助金	39	385	424
6 繰入金		204, 024	△24, 480	179, 544
	1 他会計繰入金	131, 268	△3, 456	127, 812
	2 基金繰入金	72, 756	△21, 024	51, 732
7 繰越金		1	22, 398	22, 399
	1 繰越金	1	22, 398	22, 399
歳 入 合 計		1, 612, 000	△1, 697	1, 610, 303

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		51, 466	△3, 071	48, 395
	1 総務管理費	48, 616	△3, 071	45, 545
8 諸支出金		2, 177	1, 374	3, 551
	2 繰出金	1	1, 374	1, 375
歳 出 合 計		1, 612, 000	△1, 697	1, 610, 303

第 2 表 債 務 負 担 行 為

	事					項		期	間	限	度	額
自治	体ク	ラウ	ドサー	ビスラ	利用料	} (P	C)	令和8年度 ~令和1	12年度		7, 72	25
複	合	機	賃	借	保	守	料	令和8年度 ~令和1	12年度		23	30
	合					計					7, 95	55

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

歳 入 (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	39	385	424
6 繰入金	204, 024	△24, 480	179, 544
7 繰越金	1	22, 398	22, 399
歳 入 合 計	1, 612, 000	△1,697	1, 610, 303

歳 出 (単位:千円)

				補	正額	の	財	源	内	訳
款	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財		源		一般財源
				国県支出金	地方	ī 債	そ	の	他	州又 只 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
1 総務費	51, 466	△3, 071	48, 395	385				△3, 4	456	
8 諸支出金	2, 177	1, 374	3, 551							1, 374
歳出合計	1, 612, 000	△1, 697	1, 610, 303	385				△3, 4	456	1, 374

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金		(項) 1 国庫補助金	
目	補正前の額	 補 正 額	計
7 子ども・子育て支援事業費補助金	0	385	385
計	39	385	424
(款) 6 繰入金		(項) 1 他会計繰入金	
1 一般会計繰入金	131, 268	△3, 456	127, 812
計	131, 268	△3, 456	127, 812
(款) 6 繰入金		(項) 2 基金繰入金	
1 支払準備基金繰入金	72, 756	△21, 024	51, 732
計	72, 756	△21,024	51, 732
(款) 7 繰越金		(項) 1 繰越金	
1 国民健康保険事業繰越金	1	22, 398	22, 399
計	1	22, 398	22, 399

(単位:千円)

			(単位:千円)
節		説明	
区 分	金額	μL 91	
1 子ども・子育て支援事業費補助金	385	1 子ども・子育て支援事業費補助金(子ども・子育 て支援金制度施行準備事業分)	385
2 職員給与費等繰入金	△3, 456	5 職員給与費等繰入金	△3, 456
1 支払準備基金繰入金	△21, 024	5 支払準備基金積立金繰入金	△21, 024
1 国民健康保険事業	22, 398	5 一般被保険者分前年度繰越金	22, 398

繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項)	1	総務管理費

			(一只) 1 小心小	力日生貝							
				補 正	額	D	財	源	内	訳	
目	補正前の額	補正額	計	特	定	財		源	— 糸	財	脜
				国県支出金	地	方 債	そ	の他	\(\begin{align*} \text{VI} \\ \text{VI} \\ \text{VI} \\ \text{VII} \\ \text{VII} \\ \text{VIII}	(F()	105
1 一般管理費	47, 843	△3, 071	44, 772	385				$\triangle 3,456$			
計	48, 616	△3, 071	45, 545	385				△3, 456			

(款) 8 諸支出金

(項) 2 繰出金

62

(冰) 0 阳入田亚			(「只) 2 小木口	H 715		
1 一般会計繰出金	1	1, 374	1, 375			1, 374
計	1	1, 374	1, 375			1, 374

			(単位:千円)
節			
区分	金額	説明	
		1 職員給与関係経費(国保費)	△3, 071
2 給料	△2, 110	2 給料	△2, 110
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	△631	3 職員手当等	△631
		1 扶養手当	312
		1 扶養手当	
4 共済費	△330	2 住居手当	282
		1 住居手当	
		3 通勤手当	35
		3 通勤手当(一般職)	
		9 期末手当	△640
		3 期末手当(一般職)	
		10 勤勉手当	$\triangle 570$
		1 勤勉手当	
		11 児童手当等	240
		1 児童手当	
		12 退職手当	$\triangle 260$
		3 退職手当負担金(一般職)	
		14 地域手当	$\triangle 30$
		1 地域手当	
		4 共済費	△330
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金(一般職)	

		2 一般会計繰出金	1, 374
27 繰出金	1, 374	27 繰出金	1, 374
		11 一般会計繰出金	
		1 一般会計繰出金	

給与費明細書

1. 特 別 職

					給	与	費					
区	分	職員数 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当(千円)	寒冷地手当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
	長等											
補	議員											
補 正 後	その他の 特別職	10	100						100		100	
	計	10	100						100		100	
	長等											
補 正 前	議員											
前	その他の 特別職	10	100						100		100	
	計	10	100						100		100	
	長等											
比	議員											
較	その他の 特別職											
	計	_				_						

2. 一 般 職 (1) 総 括

(1) 総 括 (単位:千円)

	1,12			給	弄				(14/
区	分	職 員 数 (人)	報酬	給料	職員手当	計	共 済 費	合 計	備 考
補工	E 後	(1 5	1, 083	18, 238	13, 178	32, 499	5, 780	38, 279	
補工	E 前	(<u>1</u> 5	1, 083	20, 348	14, 049	35, 480	6, 110	41, 590	
比	較	()		△ 2,110	△ 871	△ 2,981	△ 330	△ 3,311	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位:千円)

職員	区	分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務 手 当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備	考
手当	補』	E 後	312	525	339	1,300		432	3,846	3, 551	386	2, 487		
りの内		E 前		243	304	1,300		432	4, 486	4, 121	416	2,747		
訳	比	較	312	282	35				△ 640	△ 570	△ 30	△ 260		

ア. 会計年度任用職員以外の職員 (単位:千円)

				給	· 費				(4.
区	分	職 員 数 (人)	報酬	給 料	職員手当	計	共 済 費	슴 計	備 考
補	正 後	5		18, 238	13, 178	31, 416	5, 780	37, 196	
補	正前	5		20, 348	14, 049	34, 397	6, 110	40, 507	
比	較	()		△ 2,110	△ 871	△ 2,981	△ 330	△ 3,311	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

職員	区	分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務 手 当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備考
手当	I (#I) I	E 後	312	525	339	1,300		432	3, 846	3, 551	386	2, 487	
ョの肉		E 前		243	304	1,300		432	4, 486	4, 121	416	2, 747	
訳	比	較	312	282	35				△ 640	△ 570	△ 30	△ 260	

イ. 会計年度任用職員 (単位:千円)

	云山平及江川	1.IM E							(手匹・11)
				給 <u>'</u>	} 費				
区	分	職員数	報酬	給料	職員手当	計	共 済 費	合 計	備 考
補	正 後	(1)	1, 083			1, 083		1, 083	
補	正 前	(1)	1, 083			1, 083		1, 083	
比	較								

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

職員	区	分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務 手 当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備	考
手当	補正	E 後												
ョの肉	補正	三前												
訳	比	較												

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外)

(単位	千	Ш)	1
\ + 11/.	- 1	\Box	

区 分	増減額	増減事由別内訳		説	明	備考
給料	△ 2, 110	給与改定に伴う増減分		行政職 技能労務職		
		昇給に伴う増減分		行政職 技能労務職		
		その他の増減分	△ 2,110	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額		職員数の異動状況(会計年度任用職員以外) 現に在職する 職員数 その他 計 補正後 5 人 人 5 人
				再任用職員 会計間異動の異動による差額	△ 2,110	補正前 5 人 人 5 人 増減 人 人 人 採用、退職の状況
				その他		採用 退職 計 人 人 会計間の異動 4 人
職員手当	△ 871	制度改正に伴う増減分		扶養手当 期末手当 勤勉手当 地域手当		
		その他の増減分		扶養手当 住居手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 期勉手当	312 282 35 △ 640 △ 570	
				地域手当 退職手当	$\begin{array}{c} \triangle \ 30 \\ \triangle \ 260 \end{array}$	

3. 給与及び手当の状況 (会計年度任用職員以外)

ア. 職員一人当たりの給与

(単位:円)

	(十),	
区	分	行 政 職
	平均給料月額	302, 220
令和7年9月1日現在	平均給与月額	362, 272
	平均年令	36歳 3月
	平均給料月額	335, 850
令和7年1月1日現在	平均給与月額	383, 334
	平均年令	40歳 3月

 イ.初
 任
 給
 (単位:円)

 区
 分
 行政職
 国の制度

 市政職
 行政職

 高校卒
 188,000
 188,000

 大学卒
 220,000
 220,000

ウ. 等級別職員数

7. 守 舣 別 嶼 貝 剱		行政耶	鈛
区 分	級	職員数(人)	構成比(%)
	7	()	()
	6	()	20.0%
	5	()	()
令和7年9月1日現在	4	()	20.0%
77年7月1日先任	3	()	()
	2	1	20.0%
	1	1	20.0%
	計	5	100.0%
	7	()	()
	6	1	20.0%
	5	()	()
令和7年1月1日現在	4	2	40.0%
	3	1	()
	2	1	20.0%
	1	()	()
	計	5	100.0%

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級		二級	三級	四級	五級	六級	七級
	主事補、	主事	困難な職務を 分掌する主事	主任	係長、主査	課長補佐	課長	部長
			カチュのエチ					
行政								
職								

工. 昇 給

	. 昇 給				
	区分		合計	代表的な	₿職種
				行政職	
	職員数(A)(人)		5	5	
	昇給に係る職員数	(B)(人)			
補	号給数別内訳	2 号給(人)			
		4 号給(人)			
正		6 号給(人)			
		8 号給(人)			
後		号給 (人)			
	比 率(B)/(A	A) (%)			
	特別昇給に係る職員	員数 (人)			
	職員数(A)(人)		5	5	
	昇給に係る職員数	(B)(人)			
補	号給数別内訳	2 号給(人)			
		4 号給(人)			
正		6 号給(人)			
		8 号給(人)			
前		号給 (人)			
	比 率(B)/(A				
	特別昇給に係る職員	員数(人)			

才. 期末手当 · 勤勉手当

区 分	支給期別]支給率	支給率計	職制上の段階、職務の	備考
	6月(月分)	12月 (月分)	(月分)	級等による加算措置	7 7
補正後	(1.200)	(1.200)	(2.40)	有	
	2. 300	2. 300	4. 60		
補正前	(1. 200)	()	(2.40)	有	
1117 777 134	2.300	2. 300	4. 60	17	
国の制度	(1.200)	(1.200)	$(\underline{2.40})$	有	
四切顺及	2.300	2.300	4.60	刊	

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

	足干匹	概及り御光返	東に示る医療力	<u>- =</u>				
区	分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備	考
支給	率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
)制度 ()率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)		

キ. 地域手当

支給対象地域	美浦村
支給率 (%)	2
支給対象職員数(人)	5
国の指定基準に基づく支給率(%)	4

ク. 特殊勤務手当

	全職種		代表的	な職種	
应	土,水作里	税務職	保健職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率(%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

	<u> </u>	
区分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	司	
住 居 手 当	司	
通勤手当	司	

議案第7号

令和7年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第1号)

令和7年度美浦村の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定める ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,867千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,602,867千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (債務負担行為の補正)
- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年9月9日提出

美浦村長 中島 栄

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		303, 477	△2, 495	300, 982
	2 国庫補助金	46, 456	△2, 495	43, 961
5 県支出金		217, 463	△1, 247	216, 216
	3 県補助金	7, 352	△1, 247	6, 105
7 繰入金		306, 321	△6, 070	300, 251
	1 一般会計繰入金	262, 063	△6, 070	255, 993
8 繰越金		1	55, 679	55, 680
	1 繰越金	1	55, 679	55, 680
保険事業勘定歳入合計		1, 551, 000	45, 867	1, 596, 867
歳 入 合 計		1, 557, 000	45, 867	1, 602, 867

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		48, 573	△890	47, 683
	1 総務管理費	38, 458	△890	37, 568
4 基金積立金		10	20, 669	20, 679
	1 基金積立金	10	20, 669	20, 679
6 地域包括支援センター費		33, 716	△10, 233	23, 483
	1 総務管理費	33, 716	△10, 233	23, 483
7 諸支出金		360	36, 321	36, 681
	1 償還金及び還付加算金	358	23, 361	23, 719
	3 繰出金	1	12, 960	12, 961
保険事業勘定歳出合計		1, 551, 000	45, 867	1, 596, 867
歳 出 合 計		1, 557, 000	45, 867	1, 602, 867

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加) (単位:千円)

事		項		期	間	限	度	額
自治体クラ	ウドサービス	利用料(P	C)	令和8年度 ~令和1	2 年度		14, 24	1 5
複合機	賃 借	保守	料	令和8年度 ~令和1	2 年度		46	60
合		計					17, 78	35

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

歳 入 (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	303, 477	$\triangle 2,495$	300, 982
5 県支出金	217, 463	△1, 247	216, 216
7 繰入金	306, 321	△6, 070	300, 251
8 繰越金	1	55, 679	55, 680
歳 入 合 計	1, 551, 000	45, 867	1, 596, 867

歳 出 (単位:千円)

				補	正	額	\mathcal{O}	財	源	内	訳
款	補正前の額	補 正 額	計	特	定		財		源		一般財源
				国県支出金	地	方	債	そ	の	他	一放灯炉
1 総務費	48, 573	△890	47, 683						Δ	890	
4 基金積立金	10	20, 669	20, 679								20, 669
6 地域包括支援センター 費	33, 716	△10, 233	23, 483	△3, 742					△5,	180	△1, 311
7 諸支出金	360	36, 321	36, 681								36, 321
歳 出 合 計	1, 551, 000	45, 867	1, 596, 867	△3,742					△6,	070	55, 679

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補	正	額	計
3 地域包括支援事業交付金(包括 支援事業・任意事業)	8, 238			△2, 495	5, 743
計	46, 456			△2, 495	43, 961

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

2 地域包括支援事業交付金(包括 支援事業・任意事業)	4, 119	$\triangle 1,247$	2, 872
計	7, 352	$\triangle 1,247$	6, 105

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

2 その他一般会計繰入金	62, 032	△4, 823	57, 209
5 地域包括支援事業繰入金(包括 支援事業・任意事業)	4, 119	$\triangle 1,247$	2, 872
計	262, 063	△6, 070	255, 993

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	55, 679	55, 680
計	1	55, 679	55, 680

				(十)	L • 1 1 1 1 /
	節			 説 明	
区	分	金	額	成 97	
支援事	分地域包括 業交付金(援事業・任		△2, 495	1 現年度分地域包括支援事業交付金(包括支援事業・任意事業)	△2, 495

1 現年度分地域包括 支援事業交付金(包括支援事業・任 意事業)	-	1 現年度分地域包括支援事業交付金(包括支援事業 ・任意事業)	△1, 247

1 職員給与費等繰入 金	△4, 823	1 職員給与費等繰入金	△4, 823
1 現年度分地域包括 支援事業繰入金(包括支援事業・任 意事業)	△1, 247	1 現年度分地域包括支援事業繰入金(包括支援事業・任意事業)	$\triangle 1,247$

1 前年度繰越金	55, 679	1 前年度繰越金	55, 679

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

				補 正	額	の	財 源	内	訳	
目	補正前の額	補正額	計	特	定	財	源	— 般	財	佰
				国県支出金	地	方 債	その他	/IX	州 1	冰
1 一般管理費	38, 458	△890	37, 568				△890			
計	38, 458	△890	37, 568				△890			

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 介護給付費準備基金 積立金	10	20, 669	20, 679		20, 669
計	10	20, 669	20, 679		20, 669

(款) 6 地域包括支援センター費 (項) 1 総務管理費

1 一般管理費	33, 716	△10, 233	23, 483	△3, 742	△5, 180	△1, 311

区 分 金額 説 明 2 給料 △220 1 職員給与関係経費(介護保険費) △890 2 給料 ○ 一般職給 1 一般職給 3 職員手当等 △421 3 職員手当等 △42 4 共済費 △249 9 期末手当 ○ 公2 3 期末手当 ○ 公2 3 期末手当(一般職) 10 勤勉手当 10 勤勉手当 ○ 公2 1 勤勉手当 12 退職手当 3 退職手当 ○ 公2 3 退職手当(一般職)	節			<u> </u>
2 給料 △220 2 給料 2 一般職給 1 一般職給 3 職員手当等 3 通勤手当 3 通勤手当 3 通勤手当(一般職) 4 共済費 4 共済費 △249 9 期末手当(一般職) 10 勤勉手当 10 勤勉手当 12 退職手当 3 退職手当(一般職)		金額	説明	
3 職員手当等 △421 3 職員手当等 △421 3 職員手当等 3 通勤手当 3 通勤手当 (一般職) 9 期末手当 (一般職) 10 勤勉手当 △20 1 勤勉手当 12 退職手当 3 退職手当 (一般職)	2 給料	△220	2 給料	△890
4 共済費 △249 9 期末手当 △2 3 期末手当 (一般職) ○20 1 勤勉手当 △20 1 勤勉手当 ○3 12 退職手当 ○3 3 退職手当 (一般職)	3 職員手当等	△421	3 職員手当等	$\triangle 421$ 35
1 勤勉手当 12 退職手当 3 退職手当 (一般職)	4 共済費	△249	9 期末手当	△210
12 退職手当 3 退職手当 (一般職)				△260
			12 退職手当	14
2 職員共済組合負担金			4 共済費	△249
			3 職員共済組合負担金(一般職)	△270
ム) 5 職員共済組合負担金(会計年度任用職パートタ			لا	2
				19

		2 介護給付費準備基金積立金	20, 669
24 積立金	20, 669	24 積立金	20, 669
		11 介護給付費準備基金積立金	
		1 介護給付費準備基金積立金	

		1 職員給与関係経費(地域包括)	△ 10, 233
2 給料	△6, 480	2 給料	△6, 480
		2 一般職給	△1, 200
		1 一般職給	
3 職員手当等	△2, 723	3 会計年度任用職給	$\triangle 5,280$
		1 会計年度任用職給	
		3 職員手当等	$\triangle 2,723$
4 共済費	△1,030	1 扶養手当	△100
		1 扶養手当	
		3 通勤手当	△191
		3 通勤手当 (一般職)	$\triangle 20$
		4 通勤手当(会計年度任用職フルタイム)	△171
		5 時間外勤務手当	$\triangle 50$
		2 時間外勤務手当(会計年度任用職フルタイム	`)
		9 期末手当	$\triangle 900$
		3 期末手当 (一般職)	△170
		4 期末手当 (会計年度任用職フルタイム)	△730
		10 勤勉手当	△833

(款)	6	地域包括支援センタ	タ・	一書

(項)	1 総務管理費
(-5/	1 NOAT 6 24 B

				補 正	額	0)	財 源	内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源		財源
				国県支出金	地	方 債	その他	川又	別
(1一般管理費)									
÷1.	22 716	A 10, 922	22, 402	A 2, 749			A.E. 190		1 211
計	33, 716	$\triangle 10,233$	23, 483	$\triangle 3,742$			△5, 180		1,311

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

1 第1号被保険者保険 料還付金	354	303	657		303
2 償還金	3	23, 058	23, 061		23, 058
計	358	23, 361	23, 719		23, 361

(款) 7 諸支出金

(項) 3 繰出金

78

1一般会計繰	出金	1	12, 960	12, 961		12, 960
計		1	12, 960	12, 961		12, 960

(単位・千円)

			(単位:千円)
節			
区 分	金額	説明	
		1 勤勉手当	△220
		2 勤勉手当(会計年度任用職フルタイム)	△613
		11 児童手当等	180
		1 児童手当	
		12 退職手当	$\triangle 703$
		3 退職手当(一般職)	10
		5 退職手当負担金(会計年度任用職フルタイム)	△713
		14 地域手当	△126
		1 地域手当	$\triangle 20$
		2 地域手当(会計年度任用職フルタイム)	$\triangle 106$
		4 共済費	△1,030
		2 職員共済組合負担金	$\triangle 352$
		3 職員共済組合負担金(一般職)	90
		4 職員共済組合負担金(会計年度任用職フルタイ	
		۵)	$\triangle 442$
		6 社会保険料	$\triangle 678$
		4 社会保険料(会計年度任用職フルタイム)	

		2 第 1 号被保険者保険料還付金	303
22 償還金、利子及び	303	22 償還金、利子及び割引料	303
割引料		3 過誤納還付金	
		1 過誤納還付金	
		2 国庫支出金等返還金	23, 058
22 償還金、利子及び	23, 058	22 償還金、利子及び割引料	23, 058
割引料		5 国庫支出金等返還金	
		1 国庫支出金返還金	12,800
		2 支払基金交付金返還金	792
		3 県支出金返還金	9, 466

		2 一般会計繰出金	12, 960
27 繰出金	12, 960	27 繰出金	12, 960
		11 一般会計繰出金	
		1 一般会計繰出金	

給与費明細書

1. 特 別 職

					給	与	費					
区	分	職員数 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
	長等											
補	議員											
補 正 後	その他の 特別職	24	1,704						1,704		1,704	
	計	24	1,704						1,704		1,704	
	長等											
補	議員											
補 正 前	その他の 特別職	24	1,704						1,704		1,704	
	計	24	1,704						1,704		1,704	
	長 等											
比	議員											
較	その他の 特別職											
	計											

2. 一 般 職 (1) 総 括

(1) 総 括 (単位:千円)

	77.0.			給	弄 費				1 2 1 1 3/
区	分	職 員 数 (人)	報酬	給料	職員手当	計	共 済 費	合 計	備考
補 ፲	E 後	$\left(\begin{array}{cc} 2 \\ \hline 7 \end{array}\right)$	3, 224	25, 472	20, 070	48, 766	8, 610	57, 376	
補 ፲	E 前	9	3, 224	32, 172	23, 394	58, 790	9, 889	68, 679	
比	較	()		△ 6,700	△ 3,324	△ 10,024	△ 1,279	△ 11,303	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位:千円)

職員	区	分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務 手 当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備	考
手当		E 後	410	594	405	2,500		324	6, 466	5, 180	536	3, 655		
一の内		E 前	510	594	561	2, 550		324	7, 576	6, 273	662	4, 344		
訳	比	較	△ 100		△ 156	△ 50			△ 1,110	△ 1,093	△ 126	△ 689		

ア. 会計年度任用職員以外の職員 (単位:千円)

				給	· 費				\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
区	分	職 員 数 (人)	報酬	給料	職員手当	計	共 済 費	合 計	備 考
補	正後	()		22, 725	17, 263	39, 988	7, 351	47, 339	
補	正前	()		24, 145	18, 204	42, 349	7, 531	49, 880	
比	較	()		△ 1,420	△ 941	△ 2,361	△ 180	△ 2,541	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

稍	<i>ا</i> 4	<u>X</u>	分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務 手 当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備	S
手业	. 1 [↑]	浦 正		410	594	319	2, 450		324	5, 246	4, 155	481	3, 284		
= の か	· 	浦 正		510	594	304	2, 450		324	5, 626	4, 635	501	3, 260		
部	,	七	較	△ 100		15				△ 380	△ 480	△ 20	24		

イ. 会計年度任用職員 (単位:千円)

	ДИ	广文 江	71W FR		給	基				(年位·]
区		分	職 員 数 (人)	報酬	給料	職員手当	計	共 済 費	合 計	備考
補	正	後	(<u>2</u>)	3, 224	2,747	2, 807	8, 778	1, 259	10, 037	
補	正	前	(2)	3, 224	8, 027	5, 190	16, 441	2, 358	18, 799	
比		較	(<u> </u>		△ 5, 280	△ 2,383	△ 7,663	△ 1,099	△ 8,762	

)内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

職員	区	分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務 手 当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備	考
手当	補工	E 後			86	50			1,220	1,025	55	371		
の内	補工	E 前			257	100			1,950	1,638	161	1,084		
訳	比	較			△ 171	△ 50			△ 730	△ 613	△ 106	△ 713		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外)

(単位	千	Ш)	1
\ + 11/.	- 1	\Box	

区 分	増減額	增減事由別內訳		説	明	備 考
給料	△ 1,420	給与改定に伴う増減分		行政職 技能労務職		
		昇給に伴う増減分		行政職 技能労務職		
		その他の増減分	△ 1,420	退職者・新採用者差額		職員数の異動状況(会計年度任用職員以外)現に在職する
				特別昇給・昇格差額 再任用職員		職員数その他計補正後6 人人6 人補正前6 人人6 人
				会計間異動の異動による差額	△ 45	増減 人 人 採用、退職の状況
				その他	△ 1,375	採用退職計人人人会計間の異動
世日イル	A 0.41	#urfat		L		2 人
職員手当	△ 941	制度改正に伴う増減分		 扶養手当 期末手当		
				勤勉手当 地域手当		
		その他の増減分	△ 941	扶養手当 住居手当	△ 100	
				通勤手当 時間外勤務手当	15	
				日直手当		
				管理職手当 期末手当	△ 380	
				勤勉手当 地域手当	\triangle 480 \triangle 20	
				退職手当	24	

3. 給与及び手当の状況(会計年度任用職員以外)

ア. 職員一人当たりの給与

(単位:円)

<u> </u>		(= 14/
区	分	行 政 職
	平均給料月額	328, 120
令和7年9月1日現在	平均給与月額	395, 067
	平均年令	40歳 6月
	平均給料月額	326, 467
令和7年1月1日現在	平均給与月額	363, 622
	平均年令	40歳 3月

 イ.初
 任
 給
 (単位:円)

 区
 分
 行政職
 国の制度

 行政職
 行政職

高校卒 188,000 188,000 大学卒 220,000 220,000

ウ. 等級別職員数

ワ・等級別職員数			灶
区分	級	職員数(人)	構成比(%)
	7	()	
	6	()	()
	5	()	()
令和7年9月1日現在	4	3	50.0%
市和イキョカ1日先任	3	1	16. 7%
	2	1	()
	1	()	()
	計	()	()
	7	()	()
	6	()	()
	5	()	16.7%
令和7年1月1日現在	4	3	50.0%
7417年1月1日現任	3	1	16.7%
	2	1	16.7%
	1	()	()
	計	()	()

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
		困難な職務を 分掌する主事		係長、主査	課長補佐	課長	部長
		刀事りる工事					
行							
政職							
714%							

工. 昇 給

	<u>. 昇 </u>				
	区分		合計	代表的な	は職種
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		口首	行政職	
	職員数(A)(人)		6	6	
	昇給に係る職員数	(B)(人)			
補	号給数別内訳	2 号給(人)			
		4 号給(人)			
正		6 号給(人)			
		8号給(人)			
後		号給 (人)			
	比 率(B)/(A	(%)			
	特別昇給に係る職員	[数(人)			
	職員数(A)(人)		6	6	
	昇給に係る職員数	(B) (人)			
補	号給数別内訳	2 号給(人)			
		4 号給(人)			
正		6 号給(人)			
		8 号給(人)			
前		号給(人)			
	比 率(B)/(A				
	特別昇給に係る職員	員数(人)			

才. 期末手当 • 勤勉手当

7. 别小丁	到烟丁目				
区 分	支給期別	別支給率	支給率計	職制上の段階、職務の	備考
	6月(月分)	12月 (月分)	(月分)	級等による加算措置	/佣 /与
補正後	(1.200)	(1.200)	(2.40)	有	
邢 亚 夜	2. 300	2. 300	4. 60	/ 月	
補正前	(_1.200_)	(_ 1. 200 _)	(2.40)	有	
邢 北 刊	2. 300	2. 300	4. 60	行	
国の制度	(_ 1. 200 _)	(_ 1. 200 _)	(_ 2.40 _)	有	
四 切 刑 及	2. 300	2.300	4. 60	月	

カ、定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

	足干匹	概及り御光返	東に示る医療力	<u>- =</u>				
区	分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備	考
支給	率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
)制度 ()率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)		

キ. 地域手当

支給対象地域	美浦村
支給率 (%)	2
支給対象職員数(人)	6
国の指定基準に基づく支給率(%)	4

ク. 特殊勤務手当

	全職種		代表的	な職種	
区 ガ	土和以作	税務職	保健職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率(%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	司	
住 居 手 当	司	
通 勤 手 当	司	

議案第8号

令和7年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

令和7年度美浦村の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,641千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ233,641千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月9日提出

美浦村長 中島 栄

歳 入 (単位:千円)

款	款 項		補 正 額	計
4 繰越金		1	1, 641	1,642
	1 繰越金	1	1, 641	1, 642
歳 入 合 計		232, 000	1,641	233, 641

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸支出金		502	1, 641	2, 143
	2 繰出金	1	1, 641	1, 642
歳 出 合 計		232, 000	1,641	233, 641

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

歳 入 (単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
4 繰越金	1	1, 641	1, 642
歳 入 合 計	232, 000	1, 641	233, 641

歳 出 (単位:千円)

				補	正	額	0)	財	源	内	訳
款	補正前の額	補 正 額	計	特	定		財		源		一般財源
				国県支出金	地	方	債	そ	の	他	加又只你
3 諸支出金	502	1,641	2, 143								1,641
歳出合計	232, 000	1,641	233, 641								1,641

2 歳 入 (款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

Ħ	補正前の額	補 正	額	<u></u> 計
1 繰越金	1		1, 641	1,642
計	1		1,641	1, 642

節			説	明	
区 分	金 額		印几	φ1	
1 繰越金	1, 641	5 前年度繰越金			1, 641

3 歳 出

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

											_
				補正	額	\mathcal{O}	財源	Į.	内	訳	
目	補正前の額	補正額	計	特	定	財	源		ń	2 財源	佰
				国県支出金	地	方 債	その	他	71	又只仍	尔
1 一般会計繰出金	1	1, 641	1, 642							1, 64	1
計	1	1,641	1,642							1,64	1

 節
 説 明

 区 分 金 額
 説 明

 27 繰出金
 1,641

 27 繰出金
 1,641

 11 一般会計繰出金
 1,641

1 一般会計繰出金

(単位:千円)

92

議案第9号

令和7年度美浦村水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和7年度美浦村の水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度美浦村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支	出			
第1款 水道	事業費用	560,848千円	1,098千円	561,946千円
第1項 営	業費用	548,044千円	1,098千円	549, 142千円
(債務負担行	為)			

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
自治体クラウド事業パソコン賃	令和8年度~令和12年度	3,178 千円
貸借業務		

令和7年9月9日提出

美浦村長 中島 栄

令和 7年度 美浦村水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出 (単位:千円)

款	項	I	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 水道事業費用			560,848	1,098	561,946	
	1. 営業費用		548,044	1,098	549,142	
		4. 総係費	58,665	1,098	59,763	

令和7年度美浦村水道事業予定キャッシュフロー計算書(令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 30,314	△ 1, 103	△ 31, 417
減価償却費	118,627	0	118, 627
資産減耗費	0	0	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0	0	0
修繕引当金の増減額 (△は減少)	1	0	1
賞与引当金の増減額(△は減少)	175	0	175
長期前受金戻入額	△ 22,292	0	△ 22, 292
受取利息及び受取配当金	△ 25	0	△ 25
支払利息	9,600	0	9,600
未収金の増減額 (△は増加)	△ 10,241	5	△ 10, 236
未払金の増減額 (△は減少)	△ 13,464	0	△ 13, 464
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 8,851	0	△ 8,851
小計	43,216	△ 1,098	42, 118
利息及び配当金の受取額	25	0	25
利息の支払額	△ 9,600	0	△ 9,600
業務活動によるキャッシュ・フロー	33,641	△ 1,098	32, 543
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	\triangle 216,429	0	△ 216, 429
他会計補助金による収入	0	0	0
工事負担金による収入	0	0	0
加入金による収入	1,860	0	1,860
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 214,569	0	△ 214, 569
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	201,400	0	201, 400
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	\triangle 41,963	0	△ 41,963
財務活動によるキャッシュ・フロー	159,437	0	159, 437
資金増加額(又は減少額)	△ 21,491	△ 1,098	△ 22,589
資金期首残高	909, 161	0	909, 161
資金期末残高	887, 670	△ 1,098	886, 572

給与費明細書

1. 総		括		,										()	鱼位:千円)
					J	職員	数		給	与		費		法 定	合 計
					特別		亍政職 (人)	報酬	給料	賃金	È	手当	計	福利費	一百百月
補損	益	動定え	支弁	職員			6	4,138	17,571			11,688	33,397	5,783	39,180
正資	本	動定え	支弁	職員											
後		合	計				6	4,138	17,571			11,688	33,397	5,783	39,180
補損	益	動定う	支弁	職員			6	4,138	16,500			11,621	32,259	5,783	38,042
正資	本	動定す	支弁	職員											
前		合	計				6	4,138	16,500			11,621	32,259	5,783	38,042
比 損	益	動定う	支弁	職員					1,071			67	1,138		1,138
資	本	動定さ		職員											
較		合	計						1,071			67	1,138		1,138
		区	分	扶養	手当	住居	手当	通勤手当	時間外勤 務手当	管理職手 当		期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当
職員手		補正	後		320		6	160	1,200	4	32	3,532	3,278	367	2,393
の内	訳	補正	前		570		336	210	1,200	4	32	3,284	3,010	351	2,228
		比	較	Δ	250	Δ	√ 330	△ 50				248	268	16	165
- ^	⇒1 <i>E</i>	- + <i>l</i>	с Ш	m4. 🗆 .	NI AL A	~ m4h =								())/	: (L. 7 T.)
ア. 会	计工程	下及1	上川	ጥ 貝。		月数			 給	———— 与		 費			<u>i位:千円)</u>
				,		職行	- 亍政職 (人)	報酬	給料	賃 金	<u> </u>	手当	計	法 定 福利費	合 計
補損	益甚	助定式	支弁	職員			4		17,571			10,288	27,859	4,887	32,746
正資	本	助定す	支弁	職員											
後		合	計				4		17,571			10,288	27,859	4.007	
補損	益甚	動定す	支弁	職員					11,011				,	4,887	32,746
							4		16,500			10,221	26,721	4,887	
正資	本甚	動定す										10,221	·	·	
正 前												10,221	·	·	31,608
前		勘定る	支弁 計	職員			4		16,500				26,721	4,887	32,746 31,608 31,608 1,138
前比損	益甚	動定式 合	支弁 計 支弁	職員職員			4		16,500 16,500			10,221	26,721	4,887	31,608
前比損	益基本	動定3 合 動定3	支弁 計 支弁	職員職員			4		16,500 16,500			10,221	26,721	4,887	31,608
前比損資	益基本	助定3 合 助定3 助定3	女 計 女 計	職員職員	手当	住居	4		16,500 16,500 1,071	管理職手 当		10,221 67	26,721 26,721 1,138	4,887	31,608 31,608 1,138
前比較較	益 本 基 本	動定3 合 動定3 動定3	女計 女計 分	職員職員	手当 320	住居	4		16,500 16,500 1,071 1,071 時間外勤	手 当		10,221 67 67	26,721 26,721 1,138	4,887	31,608 31,608 1,138
前 比 損 資	益 本 基 本	動定3 合 動定3 動定3	安計 対 計 対 計 分 後	職員職員		住居	4 4 }手 当	通勤手当	16,500 16,500 1,071 1,071 時間外勤 務手当	手 当	í	10,221 67 67 期末手当	26,721 26,721 1,138 1,138 勤勉手当	4,887 4,887 地域手当	31,608 31,608 1,138 1,138 退職手当

248

268

165

16

比 較

△ 250

△ 330

△ 50

イ. 会計年度任用職員

(単位:千円)

		職員	数		給	与	費		法 定	^ ⇒ 1.
		特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当	計	福利費	合 計
補	損益勘定支弁職員		2	4,138			1,400	5,538	896	6,434
正	資本勘定支弁職員									
後	合 計		2	4,138			1,400	5,538	896	6,434
補	損益勘定支弁職員		2	4,138			1,400	5,538	896	6,434
正	資本勘定支弁職員									
前	合 計		2	4,138			1,400	5,538	896	6,434
比	損益勘定支弁職員									
	資本勘定支弁職員									
較	合 計									

	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤 務手当	管理職手 当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当
職員手当	補正後						700	700		
の内訳	補正前						700	700		
	比 較									

2. 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外)

区分	増減額	増減事由	別内訳	説	明		備	考	<u></u> . 1 1/
給 料	1,070	給与改定に		行政職					
		伴う増減分							
		昇給に伴う		行政職					
		増減分							
		その他の	1,070	退職者•新採月	月者差額	職員数の異動物	犬況(会計年	F度任用職	員以外)
		増減分					在職する		
				特別昇給•昇格	A 差額				計
				また 田磁具		補正後 補正前	4 人 4 人		4 人
				再任用職員		増減	4 人		4 人 人
				会計間異動の	異動	20 1/90			
				による差額		採用、退職の	状況		
							採用	退職	計 .
				その他			人	人	人
						会計間の異動	6 人		
職員手当	67	制度改正に		扶養手当		五川的少英多	0 / \		
		伴う増減分		期末手当					
				勤勉手当					
				地域手当					
		その他の	67	扶養手当	△ 250				
		増減分	01	住居手当	\triangle 330				
		117770		通勤手当	∆ 50				
				時間外勤務手	当				
				管理職手当	0.40				
				期末手当	248				
				勤勉手当 地域手当	268 16				
				退職手当	165				

3. 給与及び手当の状況 ア. 職員一人当たりの給与

(単位:円)

区	分	事務職	技術職
	平均給料月額	385,400	305,200
令和7年9月1日現在	平均給与月額	420,072	328,094
	平均年令	50歳 1月	37歳 1月
	平均給料月額	349,533	296,700
令和7年1月1日現在	平均給与月額	407,750	315,200
	平均年令	43歳 4月	36歳 5月

イ. 初 任 給 (単位:円)

区 分	区 分 行政職(円)		一般会計の制度		
	11政机(11)		一般行政職(円)		
高 校 卒	188,000		188,000		
大 学 卒	220,000		220,000		

ウ. 等級別職員数

区 分		行政軍	散			
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
	7	()	()	7	()	()
	6	()	()	6	()	()
	5	()	()	5	()	()
令和7年9月1日現在	4	()	50.0%	4	()	()
	3	()	()	3	()	()
	2	()	()	2	()	()
	1	()	()	1	()	()
	計	()	100.0%	計	()	()
	7	()	()	7	()	()
	6	()	25.0%	6	()	()
	5	()	()	5	()	()
令和7年1月1日現在	4	()	25.0%	4	()	()
	3	()	50.0%	3	()	()
	2			2		
	1		()	1		
	計	()	100.0%	計	()	()

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	事補、主事	困難な職務を分掌する主事	主任	係長、主査	課長補佐	課長	部長

工. 昇 給

<u> </u>			\wedge	∌ 1.		代表的な職種	
	区	分	合	計	行政職		
	職員数(A)(人)			4	4		
補	昇給に係る職員数	(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)					
		4号給(人)					
正		6号給(人)					
		8号給(人)					
		号給(人)					
後	比 率(B)/	(A) (%)					
	特別昇給に係る職員数(人)						
	職員数(A)(人)			4	4		
補	昇給に係る職員数	(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)					
		4号給(人)					
正		6号給(人)					
		8号給(人)					
		号給(人)	_	_			_
前	比 率(B)/	(A) (%)					
	特別昇給に係る職員	員数(人)					

才. 特殊勤務手当

	全職種		
給料総額に対する比率(%)	0		
支給対象職員の比率(%)	0		
代表的な特殊勤務手当の名称			

カ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率			職制上の段階、職務の	備	考
	6月(月分)	12月(月分)	(月分)	級等による加算措置	1/114	•
補正後	(1.200)	(1.200)	(2.40)	有		
111,200	2.300	2.300	4.60	12		
補正前	(1.200)	(1.200)	(2.40)	有		
1111 777 1111	2.300	2.300	4.60	П		
一般会計の制度	(1.200)	(1.200)	()	有		
/汉五日 77107文	2.300	2.300	4.60	H		

()内は、再任用職員である。

キ. 定年退職及び勧奨退職による退職手当

	区	分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備	考
7	支給	率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(2~20%加算)		
		トの制度 率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(3~45%加算)		

ク. その他の手当

区分	一般会計の制度との差異	差異の内容
扶養手当	一般会計の制度に同じ	
地域手当	II	
住居手当	II	
通勤手当	, II	

令和 7年度 美浦村水道事業会計補正予算明細書

収益的収入及び支出

支 出

	款	項	目	既 決 予 定 額	補 正予 定 額	計
1.	水道事業費用			560,848	1,098	561,946
		1. 営業費用		548,044	1,098	549,142
			4. 総係費	58,665	1,098	59,763

節		=	EK	印
区 分	金 額		説	明
給料	1,071	•給料		1,071
手当	27	•扶養手当		△ 250
	'	•住居手当		△ 330
	'	·期末手当		248
	'	・勤勉手当		268
	'	•児童手当		\triangle 40
	'	•地域手当		16
	'	•退職手当組合負担金		165
	'	•通勤手当		△ 50

(単位 : 千円)

議案第10号

令和7年度美浦村下水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和7年度美浦村下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度美浦村下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条 に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支	出			
第1款 事	事業費用	856,400千円	43,053千円	899, 453千円
第1項	営業費用	779,528千円	43,053千円	822,581千円
(資本的收	ス入及び支出)			

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額335,733千円は、消費税等資本的収支調整額33,831千円及び損益勘定留保資金301,902千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	1,063,535千円	$\triangle 631$ 千円	1,062,904千円
第1項 建設改良費	758, 102千円	$\triangle 631$ 千円	757,471千円
(債務負担行為)			

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期間	限度額
自治体クラウド事業パソコン賃	令和8年度~令和12年度	4,757 千円
貸借業務		
公共下水道処理施設維持管理委	令和8年度~令和9年度	29,810 千円
託料(令和7年度増設分)		

令和7年9月9日提出

美浦村長 中島 栄

令和 7年度 美浦村下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1. 事業費用			856,400	43,053	899,453		
	1. 営業費用		779,528	43,053	822,581		
		1. 管渠費	24,862	10,000	34,862		
		4. 管渠費(安中・	15,625	4,000	19,625		
		大須賀津地区農					
		集)					
		5. 処理場費	151,314	15,000	166,314		
		6. 処理場費(舟子	19,487	1,000	20,487		
		地区農集)					
		7. 処理場費(信太	18,673	1,000	19,673		
		地区農集)					
		8. 処理場費(安中	32,929	5,000	37,929		
		•大須賀津地区					
		農集)					
		10. 総係費	30,071	7,053	37,124		

資本的収入及び支出

支 出 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的支出			1,063,535	△ 631	1,062,904	
	1. 建設改良費		758,102	△ 631	757,471	
		1. 管渠建設改良費	665,071	△ 631	664,440	

令和 7年度 美浦村下水道事業予定キャッシュフロー計算書

(令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	72,185	△ 43,053	29, 132
減価償却費	456,790	0	456, 790
貸倒引当金の増減額(△は減少)	300	0	300
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 131	0	△ 131
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	△ 51	0	△ 51
長期前受金戻入額	△ 282,768	0	△ 282, 768
受取利息及び受取配当金	\triangle 2	0	△ 2
支払利息	60,437	0	60, 437
未収金の増減額(△は増加)	\triangle 90,593	0	△ 90, 593
未払金の増減額(△は減少)	16,885	0	16, 885
たな卸資産の増減額 (△は増加)	0	0	0
小計	233,052	△ 43,053	189, 999
利息及び配当金の受取額	2	0	2
利息の支払額	△ 60,437	0	△ 60, 437
業務活動によるキャッシュ・フロー	172,617	△ 43,053	129, 564
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 690,683	△ 59	△ 690, 742
補助金による収入	489,107	0	489, 107
工事負担金による収入	0	0	0
加入金による収入	8,294	0	8, 294
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 193,282	△ 59	△ 193, 341
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の収入	0	0	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	\triangle 299,549	0	\triangle 299, 549
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 299,549	0	△ 299, 549
資金増加額(又は減少額)	△ 320, 214	△ 43, 112	△ 363, 326
資金期首残高	721, 960	0	721, 960
資金期末残高	401, 746	<u> </u>	358, 634
只业对小水间	401, 140	△ 45,112	550,054

給与費明細書

1.	総	括	<u>.</u>											(単	位:千円)
					鵈	員数			給	与		費		法定	合 計
					特別(人	職 行政 .) (人		報酬	給料	賃	金	手当	計	福利費	T FI
補	損益	勘定	支弁	職員			4		13,727			9,754	23,481	2,854	26,335
正	資本	勘定	支弁	職員			2		6,414			3,715	10,129	1,806	11,935
後		合	計				6		20,141			13,469	33,610	4,660	38,270
補	損益	勘定	支弁	職員			3		10,809			5,799	16,608	2,854	19,462
正	資本語	勘定	支弁	職員			2		6,474			4,046	10,520	1,806	12,326
前		合	計				5		17,283			9,845	27,128	4,660	31,788
比	損益	勘定	支弁	職員			1		2,918			3,955	6,873		6,873
	資本語	勘定	支弁	職員					△ 60			△ 331	△ 391		△ 391
較		合	計				1		2,858			3,624	6,482		6,482
		区	分	扶養	手当	住居手	当 :	通勤手当	時間外勤 務手当	管理	職当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当
職員	員手当	補工	E後		341	44	:3	271	1,500		324	3,852	3,224	425	3,089
0)	内訳	補工	E前		624	28	2	147	1,500		324	2,384	1,933	317	2,334
		比	較	\triangle	283	16	1	124				1,468	1,291	108	755
	PL +X														
7	△ ∋1. <i>t</i>	士 庄	ITШ	歌早	N 14 10	た 思						,	,		
ア.	会計學	手 度	任用	職員.		の職員			給	与		費	,	(単	位:千円)
ア.	会計组	丰度 ⁄	任用	職員.	職 特別	員数 職 行政	職		給料		·. 金	·	計		
ア. 補	会計學				職	員数 職 行政	職	報酬	1			費	計	(単 法 定	位:千円)
補		勘定	支弁	職員	職 特別	員数 職 行政	職)	報酬	給料			費手当	計 23,481	(単 法 定 福利費 2,854	位:千円) 合 計
補	損益調資本調	勘定	支弁	職員	職 特別	員数 職 行政	職) 4	報酬	給料 13,727			費 手当 9,754	計 23,481 10,129	(単 法 定 福利費 2,854 1,806	位:千円) 合 計 26,335
	損益調資本調	動定動定合	支弁 支弁 計	職員 職員	職 特別	員数 職 行政	職) 4 2	報酬	給料 13,727 6,414			費 手当 9,754 3,715	計 23,481 10,129 33,610	(単 法 定 福利費 2,854 1,806	位:千円) 合計 26,335 11,935
補正後	損益調資本調	動定 動定 合 動定	支弁 計 支弁	職員職員	職 特別	員数 職 行政	職) 4 2 6	報酬	給料 13,727 6,414 20,141			費 手当 9,754 3,715 13,469	計 23,481 10,129 33,610 16,608	(単 法 定 福利費 2,854 1,806 4,660 2,854	合計 26,335 11,935 38,270
補正後補	損益は資本は損益は資本は	動定 動定 合 動定	支弁 計 支弁	職員職員	職 特別	員数 職 行政	職) 4 2 6 3	報酬	給料 13,727 6,414 20,141 10,809			費 手当 9,754 3,715 13,469 5,799	計 23,481 10,129 33,610 16,608 10,520	(単 法 定 福利費 2,854 1,806 4,660 2,854 1,806	合計 26,335 11,935 38,270 19,462
補正後補正	損益は資本は資本は	動定 動定 動定 動定 動定	支弁計支支計	職員職員職員	職 特別	員数 職 行政	職) 4 2 6 3 2	報酬	給料 13,727 6,414 20,141 10,809 6,474			費 手当 9,754 3,715 13,469 5,799 4,046	計 23,481 10,129 33,610 16,608 10,520 27,128	(単 法 定 福利費 2,854 1,806 4,660 2,854 1,806	合計 26,335 11,935 38,270 19,462 12,326
補正後補正前	損益は資本は資本は	動定 合 動 合 動 定	支 支 支 支 支 大 方 方 方 方 方 方	職員量職員員	職 特別	員数 職 行政	職) 4 2 6 3 2 5	報酬	給料 13,727 6,414 20,141 10,809 6,474 17,283			費 手当 9,754 3,715 13,469 5,799 4,046 9,845	計 23,481 10,129 33,610 16,608 10,520 27,128 6,873	(単 法 定 福利費 2,854 1,806 4,660 2,854 1,806	位:千円) 合計 26,335 11,935 38,270 19,462 12,326 31,788
補正後補正前	損益精資本制益基本	動定 合 動 合 動 定	支 支 支 支 支 大 方 方 方 方 方 方	職員量職員員	職 特別	員数 職 行政	職) 4 2 6 3 2 5	報酬	給料 13,727 6,414 20,141 10,809 6,474 17,283 2,918			費 手当 9,754 3,715 13,469 5,799 4,046 9,845 3,955	計 23,481 10,129 33,610 16,608 10,520 27,128 6,873 △ 391	(単 法 定 福利費 2,854 1,806 4,660 2,854 1,806	合計 26,335 11,935 38,270 19,462 12,326 31,788 6,873
補正後補正前比	損益精資本制益基本	動定 定 句 声 定 定 向 定 定	支支,支支,支,支,并,并,并,并,并,并,并,并,并,并,并,并,并,并,并	職員量職員員	特別(人	員数 職 行政	職) 4 2 6 3 2 5 1	報酬	給料 13,727 6,414 20,141 10,809 6,474 17,283 2,918 △ 60 2,858	賃 管理	金	費 手当 9,754 3,715 13,469 5,799 4,046 9,845 3,955 △ 331	計 23,481 10,129 33,610 16,608 10,520 27,128 6,873 △ 391	(単 法 定 福利費 2,854 1,806 4,660 2,854 1,806	合計 26,335 11,935 38,270 19,462 12,326 31,788 6,873 △ 391
補正後補正前比 較 職	損益損資量負益。	動	支支,支支,支,支,并,并,并,并,并,并,并,并,并,并,并,并,并,并,并	職職職職職職	特別(人		職) 4 2 6 3 2 5 1	報酬	給料 13,727 6,414 20,141 10,809 6,474 17,283 2,918 △ 60 2,858	賃 管理:	金	費 手当 9,754 3,715 13,469 5,799 4,046 9,845 3,955 △ 331 3,624	計 23,481 10,129 33,610 16,608 10,520 27,128 6,873 △ 391 6,482	(単 法定福利費 2,854 1,806 4,660 2,854 1,806 4,660	合計 26,335 11,935 38,270 19,462 12,326 31,788 6,873 △ 391 6,482
補正後補正前比 較 職	損益精資本調益精資本	動	支支,支支,支,为一分,	職職職職職職	精別 (人 手当	議員数 職 行政) (人	職) 4 2 6 3 2 5 1 1 4 3	報酬	給料 13,727 6,414 20,141 10,809 6,474 17,283 2,918 △ 60 2,858 時間外勤 務手当	賃 管理 :	金	費 手当 9,754 3,715 13,469 5,799 4,046 9,845 3,955 △ 331 3,624 期末手当	計 23,481 10,129 33,610 16,608 10,520 27,128 6,873 △ 391 6,482 勤勉手当	(単 法定 福利費 2,854 1,806 4,660 2,854 1,806 4,660	合計 26,335 11,935 38,270 19,462 12,326 31,788 6,873 △391 6,482 退職手当

124

161

1,468

1,291

108

755

比 較

△ 283

<u> 7. 会計年度任用職員</u>

比 較

					職	員数			給	与	費		法 定	A ₹1.
					特別(人	職 行) (·政職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当	計	福利費	合 計
補	損益	勘定	支弁	職員										
正	資本甚	動定]	支弁	職員										
後		合	計											
補	損益甚	助定	支弁	職員										
正	資本甚	助定	支弁	職員										
前		合	計											
比	損益甚	勘定	支弁	職員										
	資本甚	勘定	支弁	職員										
較		合	計											
		<u> </u>	/\	TT X	ナル	<u> </u>	エル	マポイル	時間外勤	管理職	サロナイン	出なってい	ルトナル	い口酔イン
		区	分	大 養	手当	住居	手当	通勤手当	務手当	手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当
	手当	補工	三後											
0	内 訳	補丑	三前											

(単位:千円)

2. 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外) (単位:千円)

区分	増減額	増減事由	別内訳	説	明		備	考	
給 料	2,858	給与改定に		行政職					
		伴う増減分							
		目分けなる		行政職					
		昇給に伴う 増減分		11 攻戦					
		その他の	2.858	退職者·新採用	者差額	職員数の異調	動状況(会計学	F度任用職	員以外)
		増減分	_,	~ W /// //			に在職する		, , , , ,
				特別昇給•昇格	差額			その他	計
						補正後	6 人		6 人
				再任用職員		補正前	5 人		5 人
				会計間異動の昇	見動	増 減	1 人	人	1 人
				による差額		採用、退職	の状況		
					0,110	1710/13 (採用	退職	計
				その他	\triangle 2,588		人	人	人
						A -11 BB - BB			
砂ロイル	0.004	先(1古:14丁)マ		サネイル		会計間の異	:動 5人		
職員手当	3,624	制度改正に 伴う増減分		扶養手当 期末手当					
		十万垣が八		勤勉手当					
				地域手当					
				_ ,,, _					
		その他の	3,624	扶養手当	\triangle 283				
		増減分		住居手当	161				
				通勤手当 時間外勤務手	124 Ľ				
				時間外勤務于電 管理職手当	∄				
				期末手当	1,468				
				勤勉手当	1,291				
				地域手当	108				
				退職手当	755				

3. 給与及び手当の状況 ア. 職員一人当たりの給与

(単位:円)

区	分	事務職	技 術 職
	平均給料月額	336,300	265,050
令和7年9月1日現在	平均給与月額	365,528	312,581
	平均年令	47歳 9月	30歳 6月
	平均給料月額	339,700	252,350
令和7年1月1日現在	平均給与月額	410,255	286,950
	平均年令	48歳 6月	30歳11月

(単位:円) イ. 初 任 給

<u> </u>				\ <u> </u>
区分	行政職		一般会計	十の制度
区 分	11政職		行政職	
高 校 卒	188,000		188,000	
大 学 卒	220,000		220,000	

ウ.級別職員数

区 分		行政耶	戦			
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
	7	()	()	7	()	()
	6	()	()	6	()	()
	5	()	()	5	()	()
令和7年9月1日現在	4	()	() 33.3%	4	()	()
	3	()	33.3%	3	()	()
	2	()	16.7%	2	()	()
	1	()	()	1	()	()
	計	()	100.0%	計	()	()
	7	()	()	7	()	()
	6	()	()	6	()	()
	5	()	()	5	()	()
令和7年1月1日現在	4	()	()	4	()	()
	3	()	()	3	()	()
	2	()	()	2	()	()
	1	()	()	1	()	()
	計	()	100.0%	計	()	()

(級別の標準的な職務内容)

(400,21.5 01.1		/					
区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、主事	困難な職務を分掌する主事	主任	係長、主査	課長補佐	課長	部長

工. 昇 給

工.						代表的な職種	
	区	分	合	計	行政職	「人気にいる小阪小主	
	職員数(A)(人)			6	6		
補	昇給に係る職員数	(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)					
		4号給(人)					
正		6号給(人)					
		8号給(人)					
		号給(人)					
後	比 率(B)/	(A) (%)					
	特別昇給に係る職具	員数(人)					
	職員数(A)(人)			5	5		
補	昇給に係る職員数	(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)					
		4号給(人)					
正		6号給(人)					
		8号給(人)					
		号給(人)					
前	比 率(B)/	(A) (%)					
	特別昇給に係る職具	員数(人)					

才. 特殊勤務手当

	全職種		
給料総額に対する比率(%)	0		
支給対象職員の比率(%)	0		
代表的な特殊勤務手当の名称			

カ. 期末手当・勤勉手当

_	/ v · /yj/ v = = =						
Ī	区分	支給期別	川支給率		職制上の段階、職務の	備	考
	区 分	6月(月分)	12月(月分)	(月分)	級等による加算措置	1/111	77
	補正後	(1.200)	(1.200)	(2.40)	右		
	州北夜	2.300	2.300	4.60	有		
	補正前	(_1.200_)	(1.200)	(2.40)	有		
	11日114月1	2.300	2.300	4.60	行		
	一般会計の制度	(_1.200_)	(_1.200_)	(2.40)	有		
	収去日の削及	2.300	2.300	4.60	作		

()内は、再任用職員である。

キ. 定年退職及び勧奨退職による退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備	考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(2~20%加算)		
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(3~45%加算)		

ク. その他の手当

区分	一般会計の制度との差異	差異の内容
扶養手当	一般会計の制度に同じ	
地域手当	n	
住居手当	n	
通勤手当	II	

令和 7年度 美浦村下水道事業会計補正予算明細書

収益的収入及び支出

(単位 : 千円)

Ī .			BIT. 1/h	生 ナ			節	:				
款	項	目	既 決	補正	計				,I,cyn	説	明	
			予定額	予 定 額		区	分	金	額			
1. 事業費用			856,400	43,053	899,453							
	1. 営業費用		779,528	43,053	822,581							
		1. 管渠費	24,862	10,000	34,862	修繕費			10,000	•管渠修繕費		10,000
		4. 管渠費(安中•	15,625	4,000	19,625	修繕費			4,000	•修繕費		4,000
		大須賀津地区農										
		集)										
		5. 処理場費	151,314	15,000	166,314	動力費			8,400	・動力費		8,400
						委託料			6,600	•処理施設維持管理委託料		6,600
		6. 処理場費(舟子	19,487	1,000	20,487	修繕費			1,000	·修繕費		1,000
		地区農集)										
		7. 処理場費(信太	18,673	1,000	19,673	修繕費			1,000	•修繕費		1,000
		地区農集)										
		8. 処理場費(安中	32,929	5,000	37,929	修繕費			5,000	•修繕費		5,000
		•大須賀津地区							,			
		農集)										
		10. 総係費	30,071	7,053	37,124	給料			2,918	·給料		2,918
				,	,	手当				•扶養手当		27
									,	•住居手当		154
										•通勤手当		92
										•期末手当		1,548
										・勤勉手当		1,283
										•児童手当		1,200
										•退職手当負担金		
												743
										・地域手当		108

資本的収入及び支出

(単位 : 千円)

	款		項		目	既予	決 定 額	補 予	正 額	計
1.	資本的支出						1,063,535		△ 631	1,062,904
		1.	建設改良費				758,102		△ 631	757,471
				1.	管渠建設改良費		665,071		△ 631	664,440

í	節		=	説	明
区 分	金	額	Ī	元	97
給料		△ 60	·給料		△ 60
手当		△ 571	•扶養手当		△ 310
			•住居手当		7
			•通勤手当		32
			•期末手当		△ 80
			・勤勉手当		8
			•児童手当		△ 240
			•退職手当負担金		12